2021 年度哲学若手研究者フォーラム
発表要旨・タイムテーブル

2021 年 9 月 11 日・12 日
於 オンライン（Zoom および Google ドライブ）

目次

◆ 2021 年度 哲学若手研究者フォーラム案内 3

◆ ワークショップ要旨 5

生命 2021 ～生殖・養育・政治～（池田信虎、坂本美理、長谷奏音） 5

ナッジのある風景（長門裕介、吉良貴之、難波優輝、三浦基生） 6

『哲学探究』のアスペクトをにじませる（槇野沙央理、笹倉暢之、木本蒼） 7

◆ 個人研究発表要旨 8

ベネターの基本的非対称性における「非存在」の無関係性（榊原清玄） 8

愛について語るとき、わたしたちが語ること（難波優輝） 9

ジョルジュ・バタイユにおける「聖なるもの」（林淳） 10

『全体性と無限』における自己の問い直しとしての倫理（大橋一平） 11

真理性テーゼ以外の観点から見た自然的情報（榎本啄杜） 12

ゼロ・クオリアとは何か（篠崎大河） 13

経験にどんな価値があるのか: L･A･ポールの「主観的価値」を理解するためのフレームワーク（中村壮来） 14

G. W. F. HEGEL『精神現象学』A.意識「力と悟性、現象と超感覚的世界」章における万有引力の解釈（大西健太） 15

犯罪と人倫（久保篤史） 16

イアン・ハッキングにおける人間の種類（杉本光衣） 17

プラトン『メノン』におけるヒュポテシスの方法について（藤井宏） 18

法制度と法実践の存在論的分析: 人工物としての法の社会的構築（吉原雅人） 19

意図論争における例外事例の説明を目指して: 言語行為論と意図論争との接続の試み（原虎太郎） 20

現代認識論における推論主義の可能性（阿部裕彦） 21

解釈学的経験における言語と形象をめぐって: ガダマー『真理と方法』における「像」概念の射程（土

方尚子）.....22
反出生主義の宗教性とケアの可能性を検討する（水島淳）.....23
倫理学における系譜学の役割と系譜学それ自体を明確化する: バーナード・ウィリアムズの倫理学を中心に（中根杏樹）.....24
敬遠か軽視か: セネカにおけるキケロ哲学著作の不在（中西捷渡）.....25
芸術の哲学における記述的アプローチのもとでの多元主義理論（坪井祥吾）.....26
ヒュームにおける証言受容のメカニズム（高萩智也）.....27
レヴィナスの『全体性と無限』にみる 40 年代著作の「経済の時間」（小倉基嗣）.....28
スタルネイカーの主張理論とメタ言語的論争（松浦慎太朗）.....29
リクールにおける可謬性の概念の検討（小泉圭徳）.....30
暴きと証し：バーナード・ウィリアムズにおける二つの系譜学（渡辺一樹）.....31
結局、一般名の有能な使用者であるとはどういうことか（武田光藍）.....33
共和主義的自由の擁護：3 つの批判への応答（發田颯虎）.....34
ニーチェと力一元論：法則と偶然性をめぐって（王東岳）.....36
17 世紀フランスの絵画論における二重の宛先（村山雄紀）.....37
ジョン・ロックの人格同一性論をめぐる諸解釈の現状（小林大晃）.....38
雑誌編集をとおして哲学するとはどういうことか？（瀬尾浩二郎）.....39
精神の境界線：「精神科医の当事者研究」という試み（山田悠至）.....40
暗黙のコギトは歌う: メルロ=ポンティ『知覚の現象学』における狂気と回心（鳥居千朗）.....41
メルロ＝ポンティにおける客観的思考と知覚の関係（野々村伊純）.....42
無限判断の射程は理想論にまで及んでいるのか（鈴木元）.....43
ロトクラシーの制度的可能性（山口晃人）.....44
なぜ「歴史」は哲学の問題となるのか？: リクール『記憶・歴史・忘却』の「歴史論」の再検討（山野弘樹）.....45
ジル・ドゥルーズの「アナログ的ダイアグラム」（霜山博也）.....46

◆ フォーラムからのお知らせ.....47

『哲学の探求』48 号刊行のご報告.....47
若手フォーラム・ウェブサイトについて.....47
2021 年度若手フォーラム世話人（順不同）.....47

◆ 2021 年度 哲学若手研究者フォーラム案内

今年度はコロナ禍のため、前年度に引き続き、オンラインでの開催となりました。テーマレクチャー「現代認識論」の詳細につきましては追って、ウェブサイト上に掲載いたします。

□ 日程：2021 年 9 月 11 日（土）・12 日（日）
□ 会場：オンライン会場（Zoom および Google ドライブ）
□ 参加費：一律 2000 円

□ 参加方法

参加者募集フォームにご登録いただき、期日までに指定口座にご送金ください。参加用のリンク一式は、参加費をご入金いただきました後、別途お送りいたします。

□ 発表形式

1. Zoom

タイムテーブルに従って実施します。個人研究発表は 75 分、ワークショップは 120 分、テーマレクチャーは 180 分です。（全て発表と質疑込み）なお、テーマレクチャーの質疑は Google フォームを通して行われる予定です。

2. Google ドライブ

タイムテーブルに掲載されていない個人研究発表については、昨年度と同様、発表者が Google ドライブに発表資料をアップロードし、**9 月 11 日 10 時から 12 日 24 時までの間、公開することで発表を行います**。参加者による質問は公開期間中に Google フォームを通して行い、フォーラムが終わり次第、運営委員から発表者にお伝えします。質問に対し発表者は、発表時に用いた Google フォルダに回答を掲載することができます。発表原稿および回答は一定期間掲載され、2021 年 10 月末に Google フォルダから削除される予定です。

□ 全体会

全体会は、若手フォーラムのあり方について意見交換をする場です。決算報告や次期世話人の承認も行われます。今年度は **2 日目の 16:10-17:00** に行います。

1日目

会場	アカウント1	アカウント2	アカウント3
9:00-10:15	【ワークショップ】 生命2021 ～生殖・養育・政治～ 池田信虎 坂本美理 長谷奏音	小林大晃 ジョン・ロックの人格同一性論をめぐる諸解釈の現状 司会：三浦隼暉	鈴木元 無限判断の射程は理想論にまで及んでいるのか 司会：丸山文隆
10:20-11:35 (WS-11:00)		武田光藍 結局、一般名の有能な使用者であるとはどういうことか 司会：太田雅子	王東岳 ニーチェと力一元論：法則と偶然性をめぐって 司会：渡辺一樹
11:35-12:20	昼食休憩		
12:20-13:35	【ワークショップ】 ナッジのある風景 長門裕介 吉良貴之 難波優輝 三浦基生	發田颯虎 共和主義的自由の擁護：3つの批判への応答 司会：柳田詩織	村山雄紀 17世紀フランスの絵画論における二重の宛先 司会：高田敦史
13:40-14:55 (WS-14:20)		山口晃人 ロトクラシーの制度的可能性 司会：澤崎高広	
15:00-18:00	テーマレクチャー（アカウント3） 現代認識論 飯塚理恵・萬屋博喜・佐藤邦政 司会：三浦隼暉		

2日目

会場	アカウント1	アカウント2	アカウント3
9:40-10:55	【ワークショップ】 『哲学探究』のアスペクトをにじませる 槇野沙央理 笹倉暢之 木本蒼	鳥居千朗 暗黙のコギトは歌う メルロ=ポンティ『知覚の現象学』における狂気と回心 司会：石井雅巳	
1:00-12:15 (WS-11:4		野々村伊純 メルロ＝ポンティにおける客観的思考と知覚の関係 司会：石井雅巳	
12:15-13:30	昼食休憩		
13:30-14:45	瀬尾浩二郎 雑誌編集をとおして哲学するとはどういうことか？ 司会：三浦隼暉	霜山博也 ジル・ドゥルーズの「アナログ的ダイアグラム」 司会：池田信虎	
14:50-16:05	山田悠至 精神の境界線：「精神科医の当事者研究」という試み 司会：後藤真理子	山野弘樹 なぜ「歴史」は哲学の問題となるのか？ ――リクール『記憶・歴史・忘却』の「歴史論」の再検討―― 司会：中根杏樹	
16:10-17:00	全体会（アカウント3）		

◆ ワークショップ要旨

生命 2021 ～生殖・養育・政治～

池田信虎（大阪大学）
坂本美理（国際基督教大学）
長谷奏音（神戸大学）

本ワークショップでは反出生主義、生殖と養育の倫理学、フーコーの生-権力という三つの観点から、2021 年現在における生命論の輪郭を描くことを目的とする。（以下、発表者順にアブストラクトを掲載する。）

痛みの価値から反出生主義を再考する　長谷奏音

痛みは避けられるべき悪さの代表としてしばしば例に挙げられる。近年ではディヴィッド・ベネターが痛みと快楽の価値から、生命は生まれてこないほうがよいことを主張した。この反出生主義は、痛みが避けるべき苦しみであること、そして痛みのない生は事実上ありえないことから、生殖は深刻な加害であり避けるべきであるという主張に至る。本発表では、意識の哲学や経験科学の領域での痛みと苦しみについての議論を参照することで、痛みが生命にとって避けるべき苦しみであることは、特別の正当化なくは主張できないことを指摘する。そしてこのときベネターの議論から述べられるのは「生み出すことは他者に痛みを与えることである」ということまでであり、それが生命についての価値や規範に必ずしも結びつかないのではないかという議論の可能性を提示する。

子どもに対する養育義務の倫理学的根拠は何か　坂本美理

現在、生殖補助医療の発展や家族形態の多様化に伴って「親子関係」についての近代的な理解が見直されており、「子どもに対して誰が・なぜ・どのような養育義務を負うのか」を問う議論が展開されている。この義務は法的義務にとどまらず、より広く根本的な意味で道徳的義務であり、倫理学的な根拠に支えられるべきであると言える。本発表では養育の義務の根拠として主張される代表的な「遺伝説」「労働説(妊娠説)」「因果説」「自発説」の四つの説明を紹介し、議論全体の課題を指摘しながら、生殖と養育における「義務」とは何かについて考える。

ミシェル・フーコーの権力論における家族について　池田信虎

本ワークショップの主題である生命は哲学、科学の対象であると同時に、政治的な議論においても重要視されている。本発表では、生命倫理を専門とする二名の発表を異なった角度から分析するために、生命への政治的な関心について、ミシェル・フーコーの立場から議論を行いたい。周知の通り、フーコーは政治と生命に関して今日においても重要な概念とされる「生-権力（bio-pouvoir)」を自身の権力論にて発展させたが、本発表では家族という新たな視点から彼の権力論について考えてみたい。

ナッジのある風景

長門裕介（大阪大学）
吉良貴之（宇都宮共和大学）
難波優輝（セオ商事）
三浦基生（日本学術振興会 PD（慶應義塾大学））

このWSでは法哲学者と美学者、倫理学者がナッジをめぐる哲学的論点を検討する。

吉良報告では、「ナッジ」の仕掛け人の一人であるキャス・サンスティーンの新著『入門・認知科学と公共政策』（吉良訳、勁草書房、2021年7月）を紹介し、法哲学の見地からナッジの可能性を論じる。本書は自由や厚生の概念分析といったことが中心であり、その検討も行うが、本報告ではそれだけでなく、本書で提示されているナッジの実験的な側面にも光を当てたい。ナッジはある程度、失敗することが前提になっており、人々の選択の自由はナッジ改善のデータへと性格を変えていく。このように実証性に開かれている点をふまえ、実験哲学的な議論の可能性も論じたい。

難波報告は次のような観点からナッジを問う。再開発された駅前の清潔な空間には、居づらい。あまりに隈なく明るい寄る辺のなさ、身体に馴染むための時間の経っていなさ、誰かのわざとらしい意図の痕跡が多大に含まれうる。これらの中には美的経験に関わるナッジそのものや、スラッジが様々に見つけられそうだ。落ち着くことを許さないただっぴろい広場、恋人たちが隠れられるちょうどいい暗がり。本発表では、駅前や公園の再開発や公共空間や建築物の再整備を例に、空間の美的な経験とナッジの関係を考えることで、法哲学的な観点とは一味違う美学者の立場からナッジを論じてみたい。美的な経験を促したり、損なったりするもの。それが「美的ナッジ/美的スラッジ」だとすれば、ナッジ美学とは、それらの作用や効果を分析するものとなる。美的スラッジがあるとしたらどんなものだろうか？ 成功した美的ナッジはどうも気持ち悪く思えるのはなぜだろうか？ 感覚にしっくりくるような美的に素敵に美的なナッジはありうるのだろうか？ 環境美学や現象学的分析を参照しながら、美的ナッジがどのように空間を変容させるのかを考えてみたい。

三浦報告では、キャス・サンスティーンの「ナッジ」が法のあり方にどのような変化をもたらし、もたらさないのかを検討することで、吉良報告の議論を補完することを目的とする。法が人々の自由を制限する仕方の最も典型的なものが自由や財産の強制的剥奪であるのに対して、ナッジは自由を行使する環境そのものへの介入である点に特徴がある。ではナッジは法そのもの（法概念）をすっかり変えてしまうようなものなのか。本報告では、強制もナッジも法の手段でありむしろその「得手不得手」が重要とする憲法学者・法哲学者フレデリック・シャウアーの議論を紹介し、その議論の限界について法と強制の概念の両面から批判的検討を加える。

『哲学探究』のアスペクトをにじませる

槇野沙央理（城西国際大学）
笹倉暢之（慶應義塾大学）
木本蒼（京都大学）

「アスペクト」とは、L. ウィトゲンシュタインの『哲学探究』（以下、『探究』と呼ぶ）第二部 xi 章に登場する言葉である。ウィトゲンシュタインはこの言葉を用いて、意味理解ということを、狭義の記号言語においてだけでなく、図・顔・絵画といった視覚的なレベルにおいて問題にしようとする。いわば、広い意味で意味をもつと呼べる事柄の、特定の「見え」を問題にしようとするのである。ここで一つの疑問が生ずる。「見え」ということは個人レベルで生成すると考えられる。するとアスペクトをめぐる考察は、言葉の意味ということを考えるにあたって退けられてきた「個人的」で「心理的」な何かの見直しとなるのだろうか。それとも、その何かは、言葉の意味を考える際にたびたび頭をもたげてくるミスリーディングな「像」に過ぎないと考えられるだろうか。まず槇野がこの疑問を提起し、笹倉と木本の発表に備えたい。

笹倉の発表では、『探究』第二部 xi 章のアスペクト論を『論理哲学論考』（以下、『論考』と呼ぶ）と『探究』の方法（を理解すること）について示唆を与えるものとして提示する。そのために、「想像力」の機能、具体的には、「アスペクトの概念は、想像の概念と親戚関係にある」（第二部§254）と言われるときに念頭にある随意性というポイントに着目する。『論考』においては、その著者はナンセンスを発しているのだと読者が理解することにおいて想像力が要請される。『論考』が一見すると哲学的に実質がありそうな見解を述べているということが、アスペクトを見るという想像力の随意な発揮の前提となる。『探究』においては、言葉が普段通りに使用される文脈が変わったときにどうなるかという想像がしばしば問題となるが、たとえどれほど困難に思える想像であってもわれわれは自由にできるということを考える上で、アスペクトを見ることの随意性は助けになる。

木本は、『探究』全体の構成に関わることとして『探究』第二部のアスペクトをめぐる考察を検討する。『探究』では様々な種類の主題が考察されている。では、①彼の問題関心はどこにあるのか、②その問題について彼はどのような仕方で議論しているのか。これらの問いに対する解答を、『探究』第二部 xi 章におけるアスペクトの議論の考察によって与えたい。まず①について、第二部 xi 章で提示されるアスペクト知覚の問題と、第一部前半で扱われる主題との構造上の類似性を指摘する。どちらにも言語使用における内的体験の特権化の傾向が見られ、これらが後期思想の考察対象に共通する特徴である。また②について、第二部 xi 章の議論の手順、即ち、初めに内的体験の特権化の否定、その後に内的体験の存在の肯定という手順が、第一部前半の理路とパラレルであることを指摘する。以上より、第二部 xi 章の議論ひいては『探究』全体について一定の見通しが得られるだろう。

◆ 個人研究発表要旨

ベネターの基本的非対称性における「非存在」の無関係性

榊原清玄（北九州市立大学）

ベネターが Better Never to Have Been(『決して存在してしまわなかった方がよい』)の第二章で示した基本的非対称性では、ある人 X が存在して歓楽(enjoyment)と艱苦(suffering)を受ける A シナリオと、ある人 X が存在せずしたがって歓楽と艱苦を受けないシナリオ B を比較し、必ずシナリオ B がシナリオ A に対して望ましいから生殖を行うべきではないということが論証されている。しかし、素朴に考えてみると、なぜシナリオ B において X は非存在でなければならないのだろうか。X は存在するが、その人生には歓楽と艱苦が存在しないケースも論理的には想定することができる。したがって、非存在は関係がない。本発表の目的の一つは、基本的非対称性を論証するにあたって非存在を使用する必要がないことを示すことである。

非存在が必要ないことが示されたならば、仮にシナリオ B の方が望ましいとしても、そこから人類が絶滅すべきという主張は帰結しない。生殖の行為によって艱苦が引き起こされるべきではないことが単に示されるのみであって、存在による艱苦を食い止める手段の候補として絶滅が挙げられることができる程度である。ここにおいて、反生殖主義(anti-procreantionism)と親絶滅主義(pro-extinctionism)は論理的には分離した立場である。本発表の二つ目の目的は、反生殖主義からは必ずしも人類の絶滅という帰結が導かれないことを示すことである。

基本的非対称性において非存在の概念が不要であるならば、基本的非対称性が示していることは他者に対する行為が引き起こす利益と不利益に対する評価の非対称性を述べていることになる。であるならば、非存在の概念がない分、基本的非対称性の話はだいぶわかりやすくなっているはずである。本発表の三つ目の目的は、非存在の概念を排除した基本的非対称性はどこに瑕疵があるのかを指摘することである。

最後に述べるのは、基本的非対称性が間違っていたとしても、反生殖主義の立場自体は健在であることである。

<参考文献>

Benatar, David (2006) *Better Never to Have Been: The Harm of Coming into Existence*, Oxford: Clarendon Press.

愛について語るとき、わたしたちが語ること

難波優輝（セオ商事）

わたし（たち）は他者と愛するのと同じくらい、愛を描いた作品を愛する。わたし（たち）は愛を描いた作品に小さな頃から触れ続け、きっと死ぬまで味わい続ける。のみならず、ラブストーリー、ラブソング、家族愛を描いた映画、あるいは、ポルノグラフィックな愛の作品の鑑賞を介して、わたしたちは愛について語ったり、愛を理解した（つもりになった）りできる。だが、わたしたちが作品を使って愛を語るとき、ほんとうに愛をただしく語れているのだろうか？ むしろ、作品を使って愛を語ろうとするとき、愛の何か重要な部分を見落としさえするのではないだろうか？

分析美学のフィクション論の一つのトピックに、作品の認識的価値をめぐる議論がある。「文学を読むことで他者の気持ちが分かる」といった主張がどういう意味でほんとうなのかどうかについて、批評実践の分析からはじまり、認識論や心理学研究を手がかりに研究が進められている。本発表は、こうした文脈の中で、特に、愛をめぐる表現と愛についての認識的徳の関係を論じたい。発表者は、愛の作品と愛する徳との関連を明らかにしたい。わたしが他者・他物を愛するときに向けられる配慮のスキルは、愛の作品を鑑賞することで高められるのか、あるいは損なわれるのか、といった問いを美学的に問いたい。

本発表には、二つの目的がある。まず、ラブストーリーやラブソングに代表される愛を主題としたノン / フィクション作品を表現形式横断的な「愛の作品」として愛の哲学の議論から特徴づける。愛の特徴づけについてのトマス・ネーゲルや村山達也の議論を参照しながら、本発表で出発点とする愛を相互的な愛と見なすことからはじめる。次に、愛の作品がもたらしうる認識的にポジティブな価値とネガティブな価値について論じていく。作品鑑賞を通じて得られることが期待される「愛についての認識的価値」と作品鑑賞実践の関係の分析だ。その際には、フェミニズム映画批評家ローラ・マルヴィの著名な「メイル・ゲイズ」の議論や分析フェミニズムにおけるポルノグラフィ批判、分析美学におけるロマンス小説の分析を手がかりにする。

異性愛・同性愛のみならず、他者・他物に対する執着、親愛、性愛、家族愛――あらゆる形の愛を主題的に描いたものとして表現を受け取る鑑賞姿勢を「愛への関心（interested love)」と名付けよう。そして、愛への関心が適用されることを意図していたり、慣習上適用されることが適切な作品ジャンルや個別の作品を「愛の作品」とする。すると、わたしたちの愛の理解と愛の作品をめぐる問いを考え始めることができる。

愛への関心とは現実（虚構）の対象に対する愛とどう違っていて、どう似ているのだろうか？ 愛の作品を深く知るほど他者・他物を愛せるようになるのだろうか？ まったく関係がないのだろうか？ 愛の作品は（異）性愛規範の再生産に終わるのか？ 愛の作品はジェンダー不平等な表現に尽きるのだろうか？ 愛について語るとき、わたしたちが語ること。それは何だろうか？

ジョルジュ・バタイユにおける「聖なるもの」

林淳（京都大学大学院文学研究科 宗教学専修 M1）

本発表は、G.バタイユ（1897-1962）における「聖なるもの」le sacré について、その着想の起源を検討し、彼の思想全体において「聖なるもの」が占める位置を明らかにする試みである。

はじめに、今日においてバタイユの「聖なるもの」について吟味することの意義を述べておかなければならない。フランス現代思想におけるバタイユのアクチュアリティ（J.デリダ（1930-2004）、M.フーコー（1926-1984）、J＝L.ナンシー（1940-）などを読解するカギとしてのアクチュアリティ）は明らかである。しかし一般に、バタイユの思想は「非-知」non-savoir の思想として距離を保ったまま対象化、固定化して論じられており、彼の思想を正面から読解し、彼のもつ思想史的、宗教的文脈を踏まえて行われる研究は多くない。そうした中で本発表は、バタイユ自身の思想をその初期における「聖なるもの」の受容から、内面的に理解、整理していく研究として、基礎的で重要な意義を持つ。

「聖なるもの」は M.ウェーバー（1864-1920）や É.デュルケム（1858-1917）などに代表される宗教社会学の領域において主題化され、バタイユや R.カイヨワ（1913-1978）など（彼らは自らの仕事を「聖社会学」と名乗り「社会学研究会」を設立していた）へ継承された概念である。そしてこの受容を経たバタイユは「内的体験」l'experiénce interieure や「交感」communication などといった概念を導入し、重要な論点（後世に脱構築の実践、ファシズム以降の共同体論などとして理解される）を展開していく。しかし発表者は初期バタイユの「聖なるもの」という概念に見られる（キリスト教を棄教したうえでの）宗教性への希求が F.ニーチェ（1844-1900）から引き継いだ彼の根本的で、一貫した態度であると見据えている。

「内的体験」というのも、一見したところ陳腐で断言的な神秘体験とも読めるが、バタイユの記述に従えば、哲学的思索を前提としてかつ、その哲学を突破した彼の主要概念である（ここでの哲学とは G.W.F ヘーゲル（1770-1831）の絶対知に負わせている哲学である）。

したがって本発表では、はじめにバタイユという人物について短く述べて、学術的意義を確認した後、彼の初期思想、とりわけ宗教社会学からの「聖なるもの」の受容を概観する。次にバタイユを代表する語でもある「内的体験」と「聖なるもの」との関係を検討することで、彼の言う「聖なるもの」について、そしてそれに対する態度を明らかにしていく。本発表では、バタイユから劇的な結論を導くことはできないが、彼の思想を紹介しつつ、彼の「聖なるもの」、宗教性に対する基礎的研究を提示し、その先に見据える展望を示す。発表者はこうした準備的研究に対して様々な角度から意見されることを期待している。

参考文献について、本稿（アブストラクト）では割愛する。

『全体性と無限』における自己の問い直しとしての倫理

大橋一平（上智大学文学研究科修士一年）

エマニュエル・レヴィナスが「倫理」の思想家であるということに異を唱える者はほとんどいないであろう。他者の「顔」に対する応答としての主体の「無限の責任」を打ち立てること、それはレヴィナスが『全体性と無限』において主張した倫理の重要な問題である。実際レヴィナスの思想はデリダの「暴力と形而上学」以降、「他者の倫理」として受容されてきた。しかし近年のレヴィナス研究の成果としてレヴィナスの『全体性と無限』の思想を「他者の倫理」という観点から一貫して解釈することが問い直されてきている。本発表もこのような読解方針に賛同する。では、レヴィナスが『全体性と無限』において倫理として論じたものとはなんだったのか。本発表では、レヴィナスの倫理を「他者の倫理」として読解する方針に挑戦し、「他者の倫理」とは異なる一つの解釈の方針を提示することを試みる。その解釈とは、「自己の問い直しとしての倫理」である。

レヴィナスは『全体性と無限』において、倫理を「私の自由」ないし「私の自発性」が他者によって問いただされることと定義している。「〈他人〉の現前による私の自発性の問い直しが倫理と呼ばれる」(TI33)。本発表では、このレヴィナスの倫理の定義づけを出発点としつつ、この「私の自発性の問い直し」はいかなる意味で倫理と呼ばれるのか、倫理と呼ぶことの根拠はどこにあるのかを検討する。その際重要となるのが、「恥」の経験である。「恥」という概念は、レヴィナス研究においてあまり論じられてこなかったテーマだが、恥の経験は３０年代の初期論考である「逃走について」では重要な位置を占めており、『全体性と無限』では第一部Ｃ章において主体の自発性が問いただされる倫理的経験の具体化された範例として論じられている。ここで恥の経験とは、自我から常にあふれでるものとしての「無限」をみずからの尺度にすることによって、自身の不完全性、有責性を認識することであると述べられる。重要なのは、恥の経験としての他人の迎え入れが自我の自由を問いただすのと同時に、その自由を正当化する根拠に関わるということ、そしてこの自由の正当化という問題の次元がレヴィナスにおいて道徳意識の問題として論じられているということである。他人の顔への責任という問題は、私の自由に批判的視点を向け、その自由の正当化根拠を探求するという意味で倫理の問題になるのだ。

本発表はこのような議論の背景のもと、『全体性と無限』第一部、第三部で論じられる倫理の問題を再解釈し、レヴィナスの他者論的倫理解釈とは別様の観点を提案する。

真理性テーゼ以外の観点から見た自然的情報

榎本啄杜（京都大学）

現代は情報時代と言われるほどに「情報」という概念に依存している。何らかの意味での情報に触れることなく日常生活を送ることは困難であり、様々な研究分野（たとえば生物学、計算機科学、経済学など）においてもキーワードとなっていることは言うまでもない。しかし、様々な領域を繋ぐ共通言語として機能しているこの概念は、使用される文脈が異なればほとんど異なる意味を持つ多義的な概念であることでも知られており、この概念が正確に何を意味するのか、またどのような性質を持つのかについては論争が続いている。

P. グライスは意味を「自然的意味」と「非自然的意味」の 2 種類に分類したことで知られているが、情報についても同様の意味で「自然的情報」と「非自然的情報」の 2 種類に分類することができ、本発表ではこのうち自然的情報を扱う。この自然的情報をめぐって様々な論者（たとえばドレツキ、ミリカン、フロリディ、フォックス、スカランチーノなど）がその性質について独自の主張を繰り広げているが、これらの主張を整理する際には真理性テーゼ（Veridicality Thesis）を基準として用いるのが一般的である。つまり、「p」という内容を情報が持つとき、実際に p が成り立っている必要があるかどうかについて、肯定的な答えを与える者（支持者）と否定的な答えを与える者（不支持者）の 2 種類で分類をするのが一般的である。

しかし、真理性テーゼの支持者と不支持者の主張はそれぞれの内部においても一枚岩ではないことから、単に「支持者」と「不支持者」という二項対立的な整理の仕方を採用してしまうと、自然的情報の持つ（真理性テーゼ以外の）性質が覆い隠されることになる。すると、ある不支持者がある支持者を真理性テーゼの観点から批判する際、覆い隠された性質の違いを考慮していないために、ピントがずれた批判になってしまう可能性が生じる。

以上のことを踏まえ、本発表では、自然的情報をめぐる各論者の主張を真理性テーゼ以外の観点から改めて整理し直すことで、先行研究では見落とされていた自然的情報の特徴を洗い出すことを試みる。

ゼロ・クオリアとは何か

篠﨑大河（慶應義塾大学）

本稿の目的は、意識の哲学においてクオリア概念が歴史的にどう理解されてきたのかを概観し、探究に値するクオリア概念とはいかなるものかを明らかにすることである。最も広い定義として、クオリアとは我々の意識の主観的側面を説明するような性質である。クオリアの本性には謎が多く、どのように理解すべきかについて長く議論がなされてきた。クオリアに対する存在論的立場には、大きく分けて三つある。すなわち、急進的実在論、保守的実在論、非実在論である。急進的実在論は、クオリアを実在するものとして扱い、そして、その物理主義的還元は不可能であると論じる。反対に、保守的実在論は、クオリアの実在を認めるが、その物理主義的還元は可能であると論じる。他方、非実在論は、クオリアの実在を認めず、クオリアがなぜ実在するかのように思われるのかを説明することを課題とする。

非実在論の一種である錯誤主義(illusionism)の立場をとる K. フランキッシュは、クオリア概念に関してある区別を導入することで自らの主張を擁護する。そこにおいてクオリア概念は、古典的クオリア、減量クオリア(diet qualia)、ゼロ・クオリアの三つに分類される。まず、古典的クオリアとは、急進的実在論が主張するような、物理主義との両立不可能性を含意する概念である。ついで、減量クオリアとは、急進的実在論と保守的実在論に対して理論的に中立であるような、物理主義との両立不可能性を含意しないクオリア概念である。そしてゼロ・クオリアとは、古典的クオリアが存在するという（誤った）判断を我々がするように仕向けるような、経験の性質を指す概念である。ゼロ・クオリアは、「クオリア」という語をその名に含んでいるが、クオリアの非実在論者にとって受け入れ可能な概念である。というのも、それは従来のクオリア（古典的、減量クオリア）そのものではなく、そのようなクオリアが存在するかのように我々に思わせる性質に過ぎないからである。

古典的クオリアの存在が疑わしいことは一般に合意されており、多くの哲学者が現象的意識の研究において減量クオリア概念を採用していることは、クオリアに関する議論の歴史を振り返ると見てとることができる。フランキッシュはそのことを指摘した上で、減量クオリア概念に当てはまるものは存在しないと主張する。その理由は、減量クオリアの候補として挙げられているものは、実は全て古典的クオリアかゼロ・クオリアのどちらかへと崩壊してしまうからである。

このようなゼロ・クオリアに基づく議論は、意識の哲学において無視されてきたクオリアの非実在論の可能性を具体化するものとしてきわめて示唆的であるにも関わらず、十分な検討はされていない。本稿では、クオリアに関する議論の歴史を整理することを通して、ゼロ・クオリアが探究に値する概念であることを示す。

経験にどんな価値があるのか
L･A･ポールの「主観的価値」を理解するためのフレームワーク

中村壮来（千葉大学）

L･A･ポールの *Transformative Experience*［邦題『今夜ヴァンパイアになる前に』］は哲学界内外で大きな話題を呼んだ著作であり、一説には、近年出版された哲学書のなかで、もっともアカデミア外から注目を集めた著作ともいわれている。

ポールはその著作において、決断者自身の人生を大きく変えてしまうような決断が差し迫ったときに、そういった決断を合理的に下すことができるのかどうかを考察している。以下、ポールの主張をごく簡単にまとめる。ポールは、個人の認識とともに個人のアイデンティティを構成する中核的な選好・価値観などを変えてしまうような――つまり人生を大きく変えてしまうような――経験を「変容的な経験」と呼ぶ。例としては、結婚する・子どもをもつ・新たなキャリアパスに進む・宗教的回心をする・革命に参加するなどが挙げられる。私たちはそういった変容的な経験を伴う決断、つまり「変容的な決断」を下す場面に差し迫られたとき、その経験がどんな価値を持ち、そしてその経験をした自分がどんな自分になるのか決断前の自分にはまったく分からないという根本的な無知の状態に陥る。そしてその経験の価値を知るためにその経験をしてしまえば、もう二度と決断する前の自身に戻ることはできない。この変容的な決断の前の根本的な無知のために、もっとも期待効用の高い行為を選択するという合理的な意思決定ができないということになる。こうしたジレンマに対処するためにポールが打ち出す最終的な案は、変容的な経験の価値の高低で選択をするという次元から一歩引いて――その経験がどんな価値を持つのであれ――その経験それ自体を選好するかどうかという高階の次元で考えるようにせよというものである。

こうしたポールの主張をもっともユニークにしているのはおそらく、変容的な経験の真の価値は経験してみるまで分からないという主張と、そして経験前に分かっているような客観的・社会的な価値などで判断して決断をすべきではないという主張である。この経験することではじめて得られる価値をポールは「主観的価値」と呼ぶ。この「主観的価値」を多くの論者は、快楽主義的な価値であるとして批判する。そうした批判に対してポールは「主観的価値」とは単なる身体的な快楽主義的な価値ではなく、もっと豊かな内実を含んだものだと応答する。しかしこうした応答においても「主観的価値」のその豊かな内実は必ずしも明らかになっているとは言いがたい。そこで本発表は、ポールの「主観的価値」を理解するための議論を――ときにはポールの議論に補強も加えながら――立論し直し、この「主観的価値」を論じるための議論を提供することを目的とする。

G. W. F. Hegel『精神現象学』A.意識「力と悟性、現象と超感覚的世界」章における万有引力の解釈

大西健太(大阪大学大学院文学研究科博士前期課程 1 年)

本発表では、18 世紀の哲学者 G. W. F. Hegel の著作『精神現象学』(*Die Phänomenologie des Geistes*)を取り扱う。本書は、「意識の経験の学」とも呼ばれるように、絶対的主体たる精神が自らをそのものとして把握する、すなわち最低次の直接的確信から始まり、最終的に「絶対知」(Das Absolute Wiseen)へと到る過程を叙述するものである。したがって、精神がそのように現象する際の、それぞれの形態に対応させるかたちで、A.意識、B.自己意識、C.(AA)理性、(以下省略)と章立てがなされている。このうち、先行研究においては、例えば B の自己意識章における「欲望論」や、いわゆる「支配と隷属の弁証法」などに焦点が当てられることが多かったように思われる。しかし、繰り返しになるが、この著作は、「絶対知」に向かって進む直線的な、なおかつ「必然的な」発展運動であるから、ある章を検討する際には、同時にその章の前後で論じられている内容を把握しておかなければならないだろう。そこで、本発表においては、先に例として挙げた「自己意識」章に先立つ箇所、すなわち、A.意識の最後の一章、「力と悟性、現象と超感覚的世界」について考察する。当該箇所については、それ以降の章と比較しても、論じられることが少ないように思われる。とはいえ、意識がその対象をあくまで「対象」として、つまり自らに対立するものとして定立する段階から、「意識がじぶん自身を知っているとき、意識はなにを知っていることになるのか」を自ら認識していく段階への結節点となっているがゆえに、本章を検討することは、当の自己意識およびそれ以降の論述をよく理解するためには、必要であるはずである。

本発表では、はじめに「力と悟性」章に先立つ、第二章『知覚、あるいは事物と錯覚(Die Wahrnehmung oder das Ding und die Täuschung)』の内容とそこで明らかになる矛盾について概観するところからはじめ、次いで、そこから生じる「力」、および「法則」、「顚倒した世界」、「無限性」といった、第三章で論じられている諸概念を取り上げる。そのうち、第五セクションでは、ヘーゲルの挙げている「万有引力」なるものについて、その一つの解釈を提示する。

Hegel, Georg Wilhelm Friedrich, Werke in 20 Bänden mit Registerband, Bd. 3. Phänomenologie des Geistes, Frankfurt am Mein: Suhrkamp, 1986. G・W・F・ヘーゲル著、熊野純彦『精神現象学　上』、筑摩書房（ちくま学芸文庫)、2018 年。

犯罪と人倫

久保篤史（一橋大学）

刑罰は犯罪者自身にとっての法 Recht（権利・正しさ）である、とヘーゲルは言う（『法哲学』§100）。つまり、ヘーゲルによれば、犯罪者は自らのためにこそ刑罰を欲していることになる。これはどういう意味なのだろうか。

本発表では主として『法哲学』に依拠しながらこの問いが解明される。その際に明らかになるのは、恣意ないし特殊性を持つがゆえに侵害行為に及ぶ犯罪者は何か異常な存在なのではなく、むしろ、私たちは己の利害や信念を持つがゆえに誰しもが犯罪者になり得るのであり、そして、私たちが犯罪ではなく「自由」に踏み出すためは共同体的なものを意味する人倫 Sittlichkeit が背後になければならないということである（ここでの「自由」はヘーゲルの術語であり、自らの意志を恒常的に実現している状態を意味する）。

このような論旨の本発表を先行研究との対照から特徴付ければ、以下のようになる。

従来の研究においてヘーゲルの刑法論は、法の否定の否定としての刑罰を中心に扱い、刑罰の反対極にある犯罪の視点を等閑視してきた。本発表はこれに対して、犯罪ないし犯罪者の視点をとることによってヘーゲルの刑法論の全体像を明らかにしようと試みる。そのため、『法哲学』で検討すべき箇所にも違いが出る。従来の研究は刑罰の側にだけ焦点を当てた結果として、刑法論が直接に論じられる『法哲学』「第一部 抽象法」の末尾にばかり言及してきた。しかし、本発表ではそれに加えて犯罪者の側を十全に解明するため、続く「第二部 道徳」を主題的に取り扱うことになる。その際、人倫の観点も必然的に含まれることになる。『法哲学』では人倫の例として家族・市民社会・国家が挙げられるが、そもそもなぜ人倫なるものが議論の俎上にあがってきているのかということは、刑法論を経由することで明確になるだろう。すなわち、刑法論の解明は、『法哲学』全体の論理構成、すなわち、抽象法から具体法（＝人倫）への道筋にも光を当てることになるだろう。

イアン・ハッキングにおける人間の種類

杉本光衣（東京大学）

ジェンダー・人種・精神疾患などに代表される人間の分類概念は、知識の生産や社会制度における単位として機能しており、私たちの経験に影響を与えている。科学哲学者のイアン・ハッキング（Ian Hacking）が提唱する「人間の種類（a kind of people）」も、人間の分類概念に関するメタ理論の一種である。ハッキング（Hacking 2007）によると、人間の種類は以下のようなメカニズムを保持している。まず、科学が人間を分類することで、人々は作り上げられる（Making up People）。そして、分類された人々は分類概念へと作用し返す（Looping Effect）。分類概念と分類された人々には相互作用性があるため、人々は研究の対象となることで以前とは違ったあり方へと変容してしまう（Moving Target）。

初期のハッキングは人間の種類を自然種との対比で説明したため、人間の種類が自然種であるのかが論点となってきた。人間の種類は相互作用する種であり、無反応な種（=自然種）と区別されるとハッキングは主張したものの、自然種にも相互作用が見られることが指摘されている。人間の種類と自然種が区別できないならば、人間科学と自然科学の研究手法における違いを、相互作用する種と無反応な種の違いに求めることはできない。

このような批判を受けて、ハッキングは自然種という哲学的道具自体が今や放棄されるべきであると述べる。また、ハッキングの支持者らは以上のような指摘を受け入れながら、人間の種類をより整合的な種概念へと発展させつつある。それらの特徴は自然種の文脈で議論するのではなく、ジェンダー論や社会制度などを取り込み、社会科学の哲学から人間の種類を理解することを試みていることにある。例えば、Laimann（2020）は、人間の種類の相互作用性に注目しながら、Base Kind と Social Status Kind の区別を導入すべきであると主張する。

人間の種類の新しい解釈は、本質や実在を主な論点とする自然種とは違った文脈から提示されつつある。本発表では、人間の種類にとっての問題を改めて振り返りながら、相互作用性に注目し、人間の種類の新しい解釈について検討する。

プラトン『メノン』におけるヒュポテシスの方法について

藤井宏（神戸大学）

「ヒュポテシス」(ὑπόθεσις) は元来、「下に措定されたもの」という意味を持ち、日本語では「仮設」「仮定」「前提」「基礎定立」などと訳されるギリシア語である。現代の我々にとって「仮説をたてる」方法とは、真偽が不明な事柄について考察する際の「仮の」足掛かりを設定する方法というような意味合いを持つにすぎないと思われる。しかし、プラトンの初期の終わりから中期に位置付けられる対話篇（『メノン』、『パイドン』、『ポリテイア』）においてこの方法は、古くから重要な役割を持つものだとみなされてきた。

本稿は、プラトンのキャリアのうち初期の終わりから中期に位置付けられる対話篇である『メノン』を取り上げ、そこで展開される「ヒュポテシスの方法」と呼ばれる議論を分析する。「徳は教えられうるものですか？（διδακτὸν ἡ ἀρετή;）」というメノンの問いかけで始まる『メノン』の議論は、ソクラテスによって「徳とは何か？」を探求する議論へと軌道修正されるが、メノンは徳の本質よりも徳の教授可能性に固執する。そこで、「徳は教えられうるか？」という問いへ応答するためにソクラテスによって導入されるのが「ヒュポテシスの方法」と呼ばれる議論である。

「ヒュポテシスの方法」は、その解釈をめぐってこれまで多くの論争を惹起してきた。特に、当該議論における「ヒュポテシス」の内容が何であるのかという点については研究者たちのあいだでいまだにコンセンサスが取れていない状況にある。また、「ヒュポテシス」の内容をどのように解釈するかによって、当該議論がいかなる形式の推論であるのか解釈が分かれる。本稿は、『メノン』における「ヒュポテシスの方法」を分析することで、当該議論がいかなる構造を持つ議論であるのかを明らかにしたい。

本稿は、『メノン』の議論の文脈を確認し（第一節）、「ヒュポテシスの方法」の議論構造を分析し（第二節）、先行研究の検討を通じて当該議論の構造を明らかにする（第三節）という構成になる。

法制度と法実践の存在論的分析――人工物としての法の社会的構築――

吉原雅人（京都大学大学院法学研究科）

本報告の目的は、「人工物としての法」という観点から、法制度と法実践――とりわけ、市民の実践――の関係について検討することである。

H. L. A. ハート以降の承認説は、法の妥当基準としての承認のルール（rule of recognition）に対して精緻な分析を与えてきた。この法モデルでは、発展した国家法体系を前提に、法曹集団（officials）による承認のルールの受容が重視される一方で、市民の実践が法の存在にどのように関わっているかについては十分に検討されていない。

本報告では、社会存在論（social ontology）の道具立てを用いることで「法という人工物はいかなる実践に基づいて社会的に構築されるか」という観点から分析を行い、市民の法実践を法制度の生成・維持・変化の重要な要素として適切に位置づけることのできる理論枠組みの提示を試みる。

報告前半では、法が社会的に構築される人工物であるという、多くの法理論が受け入れられるであろう前提を確認する。この前提は、社会存在論（と、その隣接領域である人工物の哲学）における議論を参照することによって、近年、明示的に分析されている（cf. Roversi 2021）。また、本報告では、独特の実在論的立場から制度的対象について論じるGuala（2016）や、植原（2016）の議論を取り上げ、人工物としての法制度を使用する実践の安定化がその存在にとって重要な役割を果たすことを指摘する。

後半では、前半で提示した分析枠組みで、法の諸特徴がどのように位置づけられうるかについて検討する。とくに、法文や制裁などについて、法そのものを基礎づける要素とは区別し、実践の安定化要因として考えることを提案する。加えて、市民の法実践を中心に法曹集団の役割を位置づけ直すことによって、私法実践からのボトムアップ的な秩序構想への接続について論じる。

参考文献（要旨で言及したもの）

Guala, F.（2016）Understanding Institutions: The Science and Philosophy of Living Together, Princeton University Press.

Roversi, C.（2021）“Law as an Artifact: An Assessment,” In S. Chiodo & V. Schiaffonati（Ed.）Italian Philosophy of Technology: Socio-Cultural, Legal, Scientific and Aesthetic Perspectives on Technology, Springer: 129－147.

植原亮（2016）「制度的対象の特別視をやめる」『情報研究』40: 1-13.

意図論争における例外事例の説明を目指して: 言語行為論と意図論争との接続の試み

原虎太郎（一橋大学大学院修士課程 1 年）

フィクション作品を前にして、わたしたちはさまざまな仕方でそれを解釈する。解釈は鑑賞者によって分かれることもあり、そのようなときには各々の解釈の正当性をめぐって議論が交わされることになる。例えば、〈『インセプション』のラストシーンは現実世界なのか？〉とか、〈『プラン 9・フロム・アウタースペース』はハリウッド映画に対する（秀逸な）パロディなのか？〉といった問いについての議論は、多くの鑑賞者を巻き込んで活発に交わされている。

作品解釈の正当性に関する基準をめぐって、分析系の芸術哲学（分析美学）では盛んな論争が繰り広げられてきた。中でも議論の的となってきたのは、〈作者の意図は文学作品の正しい解釈を決定するのか〉という問題である。この問いに対して肯定的に答える意図主義（intentionalism）と、否定的に答える反意図主義（anti-intentionalism）とを中心に、さまざまな立場が 20 世紀後半以降に現れている（以下、両者の論争を「意図論争」と呼ぶ）。

私が問題だとみなすのは、意図論争におけるいずれの立場にとっても、例外事例として処理する解釈実践が多い上に、それを例外とみなす基準も恣意的である点である。例えば、意図主義者であってもフィクション作品に含まれるレイシズムは例外的に意図に関係のないものとして処理するし、反意図主義者であっても作品を通じた皮肉や風刺が作者の意図に依存するということを認めている。

本発表は、意図主義や反意図主義といった個別の立場の擁護を目指すものではない。むしろ本発表は、どのような立場をとるにせよ、より体系的な理論が完成することを目指すために、意図論争の進むべき道を提案するものである。本発表の具体的な構成は次の通りである。第一に、意図と解釈をめぐる分析美学上の議論の概略と、問題の所在を示す。続いて第二に、それぞれの理論が説明の対象を虚構内容（fictional content）へと限定するべきであると提案する。第三に、説明対象の制限によって取りこぼされた解釈実践を説明するために、言語行為論に依拠した議論の枠組みを提案する。

現代認識論における推論主義の可能性

阿部裕彦（慶應義塾大学）

意味論や哲学史の研究でよく知られるロバート・ブランダム（1950-）は、主著 Making It Explicit および、その導入として位置づけられる Articulating Reasons のなかで、現代認識論における主要な立場の一つであるプロセス信頼性主義に言及している。本発表の目標は、これらにおけるブランダムの議論を現代認識論のなかに位置づけることである。

現代認識論では主に、真なる信念に何が加われば知識となるかについて議論されてきた。真理と信念に付け加わるべきこの第三の要素は正当化と呼ばれている。プロセス信頼性主義は、ある信念が正当化されているのは、その信念が信頼可能なプロセスによって形成されているときだと主張する。信頼可能なプロセスとは、真なる信念を生み出す割合の大きいプロセスを意味している。この立場によれば、主体がまったく気づいていなくても、ある信念を信じることにおいて正当化されうる。この点で、プロセス信頼性主義は、主体の気づきの範囲外の正当化要素を認める正当化に関する外在主義に数えられる。

プロセス信頼性主義は、その外在主義としての主張、つまり、主体の気づきが正当化になくてもよいという主張によって、理由をもつという概念なしで知識の理論を構築できると示唆しているようにも思われる。ブランダムは、外在主義の主張を認めつつも、理由という概念なしでの知識の理論の構築には反対する。その際ブランダムは、信頼可能性が言及クラスに相対的だと指摘している。この指摘は、信念形成プロセス・タイプが曖昧だといういわゆる一般性問題と類似しているように思われる。さらにブランダムは、信頼可能性を、推論へのコミットメントや資格付与という推論主義の枠組みによって捉えようとしている。推論主義と現代認識論との関係については、近年でも Synthese で「科学哲学と認識論における推論主義」の特集が組まれており、確率の工夫によって信頼可能性の一般性に関する問題を解決しようという試みもある。

以上を踏まえて、本発表ではまず、ブランダムの指摘するプロセス信頼性主義の洞察と盲点を確認する。そして、ブランダムにおいて、理由の概念と正当化に関する外在主義がどのように共存するのかについての明確化を試みる。さらに、確率や割合ではなく推論によって信頼可能性を測るブランダムのアプローチが、信頼可能性の一般性に関する問題にどのように対処しているか確認する。そして、ブランダムのこのアプローチが、とりわけプロセス信頼性主義や文脈主義論争との関係のなかで、現代認識論のいくつかの立場と比較したときにどのように特徴づけられるか検討する。この検討を通じて、ブランダムの以上の一連の議論が現代認識論においてどのような位置づけを得るか、知識の理論としてどのような利点と欠点をもつか、評価を試みる。

解釈学的経験における言語と形象をめぐって
――ガダマー『真理と方法』における「像」概念の射程――

土方尚子（中央大学）

ガダマーは主著『真理と方法』において、「理解」という解釈学的現象を問うにあたり、まずその手がかりを芸術の真理経験のうちに求めた。具体的に第一部「芸術経験を手がかりとした真理問題の展開」のなかで論じられる芸術論において、本発表ではとりわけ「像（Bild）」という概念に着目する。一般に絵画などの造形芸術を指す概念として用いられるこの語を、ガダマーは自身の芸術論のうちに、美学的および解釈学的な議論の次元をいわば架橋するようなしかたで組み込んでいる。「理解される存在は言語である」という『真理と方法』の中心的なテーゼにしたがうならば、ガダマーにとっては芸術作品をめぐる議論においても、解釈学的経験の媒介としての言語および言語性の問題が通奏低音として響いていることは明白だろう。じじつ、ガダマー自身が述べているように、それは「芸術理論的」なものではなく、解釈学的な地平を目指すプログラムの一環であった。

いっぽう、こうしたガダマーの「像」概念を積極的に引き継ぎながらもそれを批判的かつ独自に展開したゴットフリート・ベームは、自身の提唱する「形象の解釈学」において、形象と言語という媒体をめぐる解釈学的経験を「形象性（Bildlichkeit）」という根本構造から捉えなおすことを試みている。ベームによれば、伝統的な図像学や図像解釈学は言語的な定式化に拠って立つものであったが、形象と言語とのあいだには「形象性」を共通の根拠とするような「解釈学的反転」あるいは「翻訳可能性」が見いだされなければならない。

このようなベームの見地にたつならば、言語を普遍的媒介とみなすガダマーの解釈学および「像」をめぐる議論は依然としてロゴス中心主義として捉えられかねないが、本発表ではガダマーとベームにおける「像」概念および言語の関係に注目し、両者がこれらの概念をめぐってどこまで接近しつつも袂を分かつのかを見極めたい。そうした考察を踏まえて、『真理と方法』において「像」概念が解釈学的経験における言語性のうちに包括されながらも、解釈学的媒介としての言語のうちに「像」概念の内実がどのように引き受けられるのかという観点から、両概念の交叉を明らかにする。

そこで本発表では、『真理と方法』における「像」概念の位置づけを、まずガダマーの理路にしたがいつつ芸術論の議論のなかで確認する。次いで、ベームの「形象の解釈学」における言語と形象の問題との比較を経由することで、ガダマーの「像」概念の内実とその体系的意義をあらためて検討したい。その議論をつうじて、『真理と方法』における芸術論と言語論の内在的連関を読みとる視座を示すことが本発表の最終的な目的である。

反出生主義の宗教性とケアの可能性を検討する

水島淳（反出生主義研究会）

本発表では、近年 SNS を中心に哲学の世界でも話題となっている「反出生主義」について考察を行う。現代の反出生主義とは、狭義の意味では人間は生まれてくるべきではないという思想を絶対視し、その思想をすべての人間に広めた上で人間（及びすべての有感生物）の絶滅を願う思想のことである。森岡正博が行っているように、その歴史を哲学史的に見れば古代ギリシアから続く、一番良いのは生まれてこないこと、次に良いのは元に戻ること（つまり死ぬこと）という思想や古代インドの輪廻から解脱しようという思想とも相通じるものがある。だが現代の反出生主義が「主義」として自分の思想を広めていこうとするのであれば、そこには 1 つの宗教性を見ることができる。反出生主義者は自らのことを本能に抗う理性的存在であり、ゆえに良い存在だと主張する場合もある。しかしそうした理性絶対的思考は本当に哲学的に正しいのだろうか。なぜ理性は本能より優越するのだろうか。そこに哲学的根拠はあるのか。それはもはや信仰ではないのか。本発表が明らかにしようとしているのはまさにここである。つまり理性絶対主義との闘いであり、理性絶対主義の宗教性、相対性を明らかにし、それが 1 つの信仰に過ぎないことを明確にすることを目指すものである。

しかし本発表はそこで終わるつもりはない。反出生主義者が主張する「人間は生まれてくるべきではない」という考えの背景には第三者的に見て、世界があまりに苦痛に満ちているとか、人間がいない方が地球のためだとかいった客観的側面と、哲学的に見て人間は生まれてくるべきか、それとも生まれてくるべきではないかという論理ゲーム的側面がある。だがこれらとは別に、「自分はこんなに苦しかった。だから人間は生まれてくるべきではなかった」という自己の体験に基づき、反出生主義を唱える者もいる。そうした者は時に「生まれてこなければよかった」、「誰が生めと頼んだ」と嘆く。ちなみに後者の嘆きはアニメ映画『ミュウツーの逆襲』にも登場する。私はこの嘆きとの対決も考察したいと考えている。つまり「生まれてこなければよかった」と嘆く者へのグリーフケアの可能性の検討である。我々は彼ら「生まれてこなければよかった」と嘆く者とどう対峙し、どう寄り添うのがベストなのか、それを検討したい。そのために重要となるのが「基本的自尊感情」という感情である。基本的自尊感情が高い者は自身が生まれて来たことを肯定的に捉えるとされている。だから我々の目指すグリーフケアは基本的自尊感情を高めるということを一つの目的とする。そのための手段となるのが「共有体験」である。食事を共にして「おいしい」という気持ちを共有する。そういった共有体験の積み重ねが我々の目指すグリーフケアには必要なのである。

倫理学における系譜学の役割と系譜学それ自体を明確化する
——バーナード・ウィリアムズの倫理学を中心に——

中根杏樹（慶應義塾大学／日本学術振興会）

バーナード・ウィリアムズは、現代倫理学に対する否定的・批判的な議論で知られている。ウィリアムズは、一階の規範理論への批判に加え、倫理学がそもそもなにをなしうるのかについて、一部の倫理学者の理解に疑いを投げかけた。ウィリアムズの批判している一部の倫理学者は次のように考える。倫理学の仕事は、倫理的な考慮にまったく動かされない人をも説得しうるような、倫理の正当化を行うことにある（Williams, 1985, p. 25）。こうした正当化を与えるためには、その正当化は、だれもが説得力を認めるような究極的な基礎にもとづかねばならない（Williams, 1985, pp. 32-33）。

ウィリアムズは、こうした理解に対して、その正当化がだれに向けられたものなのか、どのような基礎に立脚して行われるのか、という二つの点において反対している（Williams, 1985, ch.2）。第一に、倫理の正当化は倫理的な考慮にまったく動かされない人に向けられるのではなく、倫理的な考慮に説得力を認めつつも、そのような考慮に説得力を見出すことに自信を失っている人に向けられる。第二に、そうした正当化は「だれもが説得力を認めるような究極的な基礎」にもとづく必要はなく、むしろその人たちがすでに受け入れている倫理的な見方内部から与えられる。

だが、正当化はすでに受け入れられた倫理的な見方内部から与えられるというこの考えは、ひとつの問題を提起する。もしも正当化が、われわれがすでに受け入れている見方をもとに行われるのだとしたら、現に受け入れられている見方に対する批判や弁護の余地は、いったいどのようにして残されるのであろうか？

発表者の考えでは、ウィリアムズがこうした疑念に応じるために訴える方法のひとつが、系譜学だ（Williams, 2002, ch.2）。ウィリアムズによれば、文化的現象をそれが現れた道筋によって説明する系譜学は、その文化現象を批判・弁護するために用いられうる。

とはいえ、ウィリアムズの系譜学の特徴づけは曖昧であるし、それがどのようにして批判・弁護を行うのかはさらに曖昧である。発表者は、ウィリアムズの系譜学に、新たに発見の系譜学と発明の系譜学という二つの区別を導入し、それぞれに関して、批判・弁護の基準を明確化する。

Williams, Bernard (1985). *Ethics and the Limits of Philosophy*. Harvard University Press.
——— (2002). Truth and Truthfulness. Princeton University Press.

敬遠か軽視か: セネカにおけるキケロ哲学著作の不在

中西捷渡（広島大学人間社会科学研究科）

キケロとセネカは共にローマ哲学史の主要人物である。キケロは紀元前 1 世紀の有力な政治家にして哲学者である。公人としては自らの政治的権威を活かして共和政の護持に献身し、また不安定な立場に置かれても、私人としてローマに裨益すべく多くの哲学著作を執筆した。他方、セネカもまた紀元 1 世紀の重要な政治家にして哲学者である。卓越した文才の故にクラウディウス帝治下で追放の憂き目に遭ったが、帰還後は新皇帝ネロの腹心として彼の治世の手綱を取る傍ら、知人たちの求めに応じて数々の哲学著作を執筆した。

両者を隔てる時代は半世紀にも満たない。また、キケロは政争には敗れたものの、修辞学者であったセネカの父をはじめ、帝政初期のローマの知的階級にはよく知られていた。加えて、キケロの『国家について』を例に専門分野の異なる学者たちの間ではいかに着眼点が相違しているかを演示する『倫理書簡集』の一節が示すように、セネカ自身もキケロの著作に精通していた。しかしながら、セネカはキケロの哲学著作の内容を明示的に援用することも否定することもしない。

このキケロの不在をセネカによる意図的な無視と捉える研究がある（Keeline (2018) *The Reception of Cicero in the Early Roman Empire.*）。そこでは、セネカのこのような対応が、彼にとってのキケロ像と連動する二つのシナリオで説明される。まず一つは、キケロを一人の哲学者として理解していた場合である。この近年の研究動向とも一致するキケロ像を想定すれば、セネカは自身の哲学を打ち出すに際して、自らの主張を霞ませかねないキケロの権威を敬遠して議論の俎上に載せるのを避けたというシナリオが考えられる。もう一つは、キケロを翻訳者として理解していた場合である。実際、旧来の哲学史での扱いが示すように、キケロの著作にはギリシャ語圏で展開されたヘレニズム哲学の議論の翻訳紹介という側面がある。そこで、セネカにとってキケロは単なるギリシャ語文献の翻訳者だったというシナリオを採用すれば、ギリシャ語の高度な素養があるセネカは彼の「訳書」を経由せずとも直にその種本を参照することができたので、取り立てて言及する必要を認めなかったとも考えられる。Keeline はこの二つの可能性をオープンにしているが、いずれのシナリオを採用するかでキケロやセネカの哲学史上の地位に重要な差異が生じる。

本発表ではまず、セネカの記述に基づいて、これらのシナリオの分岐点となるキケロ像に調琢を加え、浮き彫りにする。続いて、そこで抉出された理解に照らして Keeline の想定するシナリオが適切かを検討する。

芸術の哲学における記述的アプローチのもとでの多元主義理論

坪井祥吾（東京藝術大学美術学部芸術学科 4 年）

「芸術とは何か？」という問題は、様々な哲学者によって取り組まれている。取り組み方には、記述的な（descriptive）アプローチと改訂的な（revisionary）アプローチとの二種類がある。記述的なアプローチは、実際にわれわれがどのように芸術概念を適用しているかを重視し、それにうまく合致するような芸術理論を作ろうとするものだ。一方で、改訂的なアプローチでは、われわれの芸術概念の適用が誤りうることが認められる。したがって、場合によっては、概念の適用のほうが改訂されることになる。

記述的アプローチの欠点として、たとえば前衛芸術や非西洋の芸術やポピュラー・アートなどに芸術概念が適用されるのか否かについて、哲学者間でさえ不同意があり、実際の適用の仕方が明らかでない、というものがある。この点で、改訂的なアプローチの方が見込みがあるように思われる。しかし、私は本発表で、第一に、芸術の本性の探求においては、改訂的なアプローチはとられるべきではなく、記述的アプローチがとられるべきだ、と主張する。第二に、記述的アプローチは、芸術概念の多元主義を採用することによって、見込みのある立場となる、と主張する。

まず一つ目について。記述的アプローチがとられるべき理由は、芸術が社会種である、という点に求められる。社会種は、その存在が、ある重要な仕方でわれわれの心に依存している。こうした心への依存性は、芸術の場合にも成り立ち、したがってわれわれの芸術概念の適用は大規模には誤りえない。本発表では、Searle（1995）や Thomasson（2003）に依拠しながらこのことが示される。

二つ目について。芸術概念の多元主義をとるべき理由は三つある。第一に、一元主義にこだわる理由がない。第二に、多元主義の方が、芸術と呼ばれるものの異種混交性を最もよく説明できる。第三に、多元主義の方が、芸術概念の適用についての不同意を、特定の適用の仕方を恣意的に重視することなく、よく説明できる。本発表で私は、同じく多元主義を擁護する Mag Uidhir and Magnus（2011）を参照しながら、この三点を詳論する。

参考文献

Searle, John R. (1995) The Construction of Social Reality: Free Press.

Thomasson, Amie L. (2003) “Realism and Human Kinds,” Philosophy and Phenomenological Research, Vol. 67, No. 3, pp. 580–609.

Mag Uidhir, Christy and Magnus, P. D. (2011) “Art Concept Pluralism,” Metaphilosophy, Vol. 42, No.1-2, pp. 83–97.

ヒュームにおける証言受容のメカニズム

高萩智也（慶應義塾大学）

本発表は、デイヴィッド・ヒューム（1711-1776）の「証言（testimony）」に関する哲学的洞察を明らかにするものである。ヒュームはその証言論において、証言の受容において私たちが証言の信憑性をはかる際に行っている心理学的なメカニズムを解明している。しかしその説明は単純ではなく、整理や解釈が必要である。

ヒュームの証言論は、コーディが批判して以来、解釈者たちによってさまざまな仕方で擁護され解釈し直されてきた。そのうち本発表が取り上げるのは、徳認識論解釈である。徳認識論解釈によれば、聞き手が証言内容を信じることが正当化されるのは、その人が話し手の有徳さに関する経験を積んでいる時に限られる。この解釈はコーディの批判に対処できるだけでなく、ヒュームの哲学的体系を認識論と道徳論とで一貫した徳理論的な説明であると主張できる点で優れていると思われる。

しかし既存の徳認識論解釈は、対立する証言者が存在した時に私たちの心のうちで生じているプロセスに関していまだに十分な説明を与えられていない。証言の受容が他者の性格特性の評価を含んでいる限りにおいて、それは「共感」の影響を受けざるを得ないはずである。しかしヒュームの哲学体系において「共感」とは、自分に近しい人に対して強く働き、高く評価するという偏向を持つものであり、したがって、もし共感の意のままに証言の信憑性を判断していたとすれば、私たちは事件や歴史的出来事について一致した判断を形成することができなくなる。というのも、出来事 e について対立する証言をする A と B がいた時、それぞれの友人である C と D は、各々が、自分の友人の性格特性を他方よりも高く評価し、結果として C と D の判断が食い違うからである。

実はヒュームは道徳論において、このような難点を回避するために人々が「一般的観点（general point of view）」という観点に立つことで、共感対象を一致させることができ、それによって判断を一致させていると論じる。本発表はこの一般的観点が証言の受容においても重要な役割を果たしていると考えて、話し手の証言が聞き手に信念を与えるまでにどのように機能するかを論じる。

これによってヒュームの証言論における信念形成のメカニズムが詳にされるだけでなく、彼が優れた話し手として認める「歴史家（historian）」がなぜ優れているかということが明かされる。

レヴィナスの『全体性と無限』にみる40年代著作の「経済の時間」

小倉基嗣（東京大学人文社会系研究科倫理学専攻）

『実存から実存者へ』において、レヴィナスは現在の瞬間へ繋縛される主体を描写している。現在から解放されることがないならば、この瞬間がどのように償われるかという問題設定のもとで、経済の時間と救済の時間という区別が設けられる。前者はそれぞれの瞬間を等価とみなす時間であるため、将来の幸福の見込みによって現在が代償されることになるのだが、まさしくこの現在の瞬間が償われていないという点で不十分とされる。そのため、未来において贖われるべき現在が復活することによって救済されるのだとして救済の時間に期待が寄せられる。ただし、それはほとんど予告として述べられるのみである。『全体性と無限』の第四部におけるメシア的時間に、その議論が引き継がれているという見立ては穏当だとしても、その対応関係として第二部でなされる享受論を経済の時間についての議論の焼き直しと考えるのは早計だろう。

ところで経済の時間において、現在の労苦が将来の報酬によって贖われるとされていたが、これは『全体性と無限』の享受論にある未来の不確定性に対処すべく労働がなされるという議論に通じる。しかし、ここでは労働そのものが享受の対象となりうること、つまり労働すら楽しめるものとなる可能性が示されている。享受論において、現在とは自己が「それによって生きる」ものを享受する幸福として論じられる。とすれば、前期に経済の時間といったものを持ち出して解放を図った現在の労苦はそもそも問題ではなくなっていると言うべきである。

しかし、現在の瞬間は幸福であると述べたからと言って全ての問題が解消されるわけではない。むしろ、そこで新たになにが問題となっているかが問われるべきだ。前期との違いを挙げるとすれば、主体があらかじめ他者と関係していることが強調されている点が決定的である。生が幸福であり、あらゆる最終目的が生に帰着するのであれば、何よりも生に執着することになるはずである。にもかかわらず、たとえば自殺する可能性があるように、生とは享受に尽きるものではなく、最初から他人のための生ともなっているのだ。このように、他者との関係がすでに自己に入り込んでいることを踏まえ、前期の議論で提示されていた問題が組み替えられて論じられているものとして、享受論を理解することができる。自己が単に己の幸福を追求しさえすればいいというわけにいかないのは。他者がいるからであり、幸福を追求する自己という像はまさしくレヴィナスが批判対象としている全体性そのものだ。エロス論や救済の時間でかかわる女性的な他者とは性質の異なる倫理的な他者は前期思想では登場しなかったが、『全体性と無限』で導入され、享受論に続く第三部で中心的に論じられる眼目もここから探ることができるだろう。

スタルネイカーの主張理論とメタ言語的論争

松浦慎太朗（東京大学）

近年、言語哲学において注目されている現象の一つにメタ言語的論争(metalinguistic dispute)、あるいはメタ言語的交渉(metalinguistic negotiation)と呼ばれるものがある。メタ言語的論争においては、会話の参加者が一見すると言葉上の争いをしており事実に関する実質的な議論ができていないように見えても、メタ言語的なレベルでは、その争いがある表現についての実質的な論争になっているとされる。また、一部の論者によって、このようなメタ言語的論争は日常的な会話や、形而上学や美学などの哲学的議論においても広く見られることが主張されている。もし、こうしたことが正しいならば、メタ言語的論争がどのようにして起こるのか、あるいはメタ言語的論争の会話の参加者は実際のところ何をしているのか、といった問いに答えることは言語哲学のみならず哲学全体にとっても重要な意義を持つと考えられる。

本発表では、上に挙げたようなメタ言語的論争に関する基礎的な問題の解決にあたって、スタルネイカーの主張理論、主張が持つ効果の分析がうまく応用されることを主張する。特に、メタ言語的論争で行われていることが対角線命題の再解釈であることを指摘する。本発表において重要になるのは、スタルネイカーの主張理論が主張そのものの分析を与えているだけでなく、後にスタルネイカー自身が述べたように、それが二次元意味論のメタ意味論的解釈として、言語表現の意味に関わる重要な側面を表しているということだ。

発表では主に、メタ言語的論争としてよくあげられる事例に関して本発表の方針がうまくあてはまることを確認し、その上でメタ言語的論争のメカニズムに関する先行研究と本発表との関連性についても十分な検討を試みる。

リクールにおける可謬性の概念の検討

小泉圭徳（無所属）

本発表ではP.リクールの『過ちやすき人間』における鍵概念である「可謬性」の概念を解釈・検討する。それによって多岐にわたるリクールの哲学の中でもとりわけ倫理学のコアとなるアイデアの一端をあらわにしたい。

今回取り上げる『過ちやすき人間』の重要性はリクール研究においては認められつつある。その重要性の一つにはリクールの意志の哲学のプログラムの全容が示されることがある。加えて、本発表の主旨からすると、リクールの倫理学においては、1960年に公刊されたこの著書と『悪の象徴系』以降、1990年に公刊された後期リクール哲学に属する『他としての自己自身』にいたるまで30年ほどの間、本格的な倫理学が展開されなくなってしまったという点にある。後期以前の倫理的思想を捉えようとするには、本書を抜きに語ることはできないのである。

本発表では、『過ちやすき人間』を取り上げるにあたって、リクールの倫理学のコアとなるアイデアを汲み取るために、アナクロニックになってはしまうものの、次のようなアプローチを採用してみたい。つまり、『他としての自己自身』における「プチ・エチカ」の議論から逆照射して、『過ちやすき人間』における「可謬性」の概念の中にリクールのコアとなるアイデアを見出すことを試みる、というものである。これは『過ちやすき人間』と『他としての自己自身』との30年間の乖離を逆手に取ろうという考えに基づいている。この間にリクールが歩んだ解釈学者としてのキャリアや分析哲学への接近といったものによってもたらされた思想的変遷が存在する。その中でも、堅持されたものがあるとするのであれば、それはリクールの倫理学におけるコアとなるアイデアになるはずである。

第一節では、リクールの「プチ・エチカ」を中心に後期リクール哲学における倫理思想の輪郭を描くことに専念する。それによって、第二節に控える逆照射のための下地作りを行いたい。

第二節では、『過ちやすき人間』を可謬性の概念を中心に読み解き、後期リクールの倫理学に照らして、コアなアイデアを突き止めることとしよう。

そして、第三節において、1990年代リクールと1960年代リクールの議論における食い違いのうちクリティカルなものについての調停を試みるつもりである。

暴きと証し：バーナード・ウィリアムズにおける二つの系譜学

渡辺一樹（東京大学人文社会系研究科）

本発表では、イギリスの道徳哲学者であるバーナード・ウィリアムズ（Bernard Williams）の系譜学を検討する。とりわけ、Shame and Necessity (1995) 及び Truth and Truthfulness (2002)の議論を、それぞれ、道徳システム（the morality system）についての暴きの系譜学、誠実さ（truthfulness）についての証しの系譜学として解釈し、その内実を検討する。

本発表の目的は、二つある。第一に、後期ウィリアムズの倫理学を見定めることである。ウィリアムズは、現代倫理学の徹底的な批判者として知られる。というのも、彼の主著とされる Ethics and The Limits of Philosophy (1985) においてウィリアムズは、道徳哲学や倫理学理論が、道徳を基礎づけられないと論じるだけでなく、むしろ哲学的な反省は、倫理的確信を揺らがせてしまうという悲観的な議論を示したからである。このような議論のためにウィリアムズは、倫理学の破壊者のように扱われてきた。とはいえ、ウィリアムズは、同書において積極的な倫理学の構想も示している。それは「自信の倫理学（ethics of confidence」と呼ぶべきものである。ウィリアムズは、客観的確実性や主観的決断とは異なりながら、反省に耐えるための「自信」に着目した。後期のウィリアムズの系譜学は、このような自信の倫理学の実践とみることもできる。すなわち、分析的な論証とは別のしかたでの倫理学として系譜学的探求を行なったと言えるのではないか。このような観点から、ウィリアムズの積極的な倫理学について検討する。

本発表の目的は、第二に、系譜学的方法そのものを検討することにある。ウィリアムズはヒュームとニーチェという二人の哲学者を念頭に置きつつ、系譜学の二つの使い方を区別した。一つは、ニーチェ的な、ある文化的事象の偶然性・恣意性を暴き出してしまう「暴きの系譜学（destructive genealogy）」であり、いまひとつは、ヒューム的な、ある文化的事象を反省しながらそれへの自信を与えうる「証しの系譜学（vindicatory genealogy)」である。また、ウィリアムズは、系譜学の二つのあり方を区別した。それは、自然状態などのフィクションを通して事象の系譜を描くフィクショナルな系譜学と、事象の歴史的過程を描こうとする歴史的系譜学である。これらの区別を念頭に置いた上で、なぜ哲学にとって系譜学は重要なのか。系譜学的な哲学と歴史はどう関わるのか。近年の分析哲学においても注目される系譜学的方法について、これらの問いを考えたい。

参考文献

Williams, B. (1985). *Ethics and the Limits of Philosophy*, Routledge Classics, Routledge.〔ウィリアムズ, B. (森脇・下川訳) [1993]『生き方について哲学は何が言えるか』産業図書〕

Williams, B. (1992). *Shame and Necessity*, University of California Press.

Williams, B. (2000). “Naturalism and genealogy.” In Edward Harcourt (ed.), *Morality,*

Reflection, and Ideology. Oxford U. P.
Williams, B. (2002). *Truth and Truthfulness: An Essay in Genealogy.*, Princeton U. P.
Queloz, M. (2021). *The Practical Origins of Ideas: Genealogy as Conceptual Reverse-Engineering*. Oxford U. P.
Hume, D. (2011). *A Treatise of Human Nature*, Norton, D. F. & Norton, M. J. (Eds.) Volume 1: Texts. Oxford U. P.
ニーチェ, F. (1988). 『ニーチェ全集 第三巻（第二期)』白水社.
フーコー, M. (2006). 『フーコー・コレクション３　言説・表象』ちくま学芸文庫.

結局、一般名の有能な使用者であるとはどういうことか

武田光藍（東京大学）

人が、ある一般名の意味についての理解を獲得し、その一般名の有能な使用者となる、というのは、どういうことなのだろうか。別の言葉で言えば、人がある一般名に関して意味論的に有能であるとはどういうことなのか。この問いに関しては、ある語に関する何らかの傾向性または信念（またはそれに類する状態）によって意味論的有能さを特徴づけるやり方をまずもって挙げることができる。この立場を本稿では、意味論的有能さについての傾向性説（略して傾向性説）と呼ぶことにする。

しかし、この立場に対して、様々な批判が行われており、そのような批判のうちで代表的なものとして、Williamson（2007）によるものを挙げることができる。Williamson は、主に「女狐」という語を例に取り、語「女狐」の有能な使用者であるということと、「全ての女狐はメスのキツネである」という文（または、思考）に同意することとの間に、必然的なつながりを見出すことはできないと主張し、さらに、一般に、言語的な理解（あるいは思考の理解）と、同意または同意することへの傾向性をつなげることはできない、と主張する。

この批判に対する私の回答は、一般名に関しては、ある種の常識への同意の傾向を持つことがその語の有能な使用者であることの必要条件である、というものである。そして、語の意味論的有能さに関わるような常識とは、ある話者 S が、自身のある一般名 T の発話トークンがある意味Mにおいて使用されていることを示す際に、特別な役割を果たす常識（本稿ではこれを「言語的常識」と呼ぶ）である。

このことを主張するために、まず Wiliamson（2007）が傾向性説に対する反例として挙げる二つの事例について検討する。そして、Williamson が反例として挙げる二人の人物であっても同意するような、常識についての文がある、という議論を行う。次に、常識が意味論的有能さにどのように関わるか、ということについて議論する。その中で、まず、常識とはなにか、ということについて Stalnaker（2002）が提案した共有基盤（common ground）の観念を用いて分析する。そして言語的常識が、それ以外の常識とどのような点で異なるかを分析し、言語的常識への同意の傾向によって、ある話者 S が一般名 T のある特定の意味 M に関する意味論的有能さを持つための必要条件を述べる。さらに、言語的常識にはどのような文が含まれるかを議論する。

共和主義的自由の擁護：3 つの批判への応答

發田颯虎（東京大学大学院法学政治学研究科修士課程）

共和主義的自由とは、行為に対するコントロールされていない干渉 uncontrolled interference の不在を自由の必要条件とする自由の概念である[1]。この理論は善意の主人の下に置かれる奴隷のように、実際の干渉 actual interference が存在しないながらも不自由 unfreedom が存在するように見えるケースをよりよく説明する理論として提示されてきた。本稿は共和主義的自由の理論が、主要な批判に対して応答できると論じる。

第一に、不可能性批判 Impossibility Objection に応答する。この批判は、共和主義的自由論が実際の干渉の不在だけではなく可能な possible 干渉の不在をも要求するところ、どのような状況でも常に集合的な行為者による干渉が可能であり、したがって共和主義的自由は常に存在しないと論じる[2]。第二に、道徳化批判 Moralization Objection に応答する。この批判は、自由の定義に別の道徳的な語 notions が含まれることで、共和主義的自由は政治理論の中で独自の正当化の役割を果たすことができず、別の道徳的概念にその役割が還元されてしまうと論じる[3]。第三に、代替案による批判 Alternatives Objection に応答する。この批判は、共和主義的自由とは別の理論によって共和主義的自由論の利点をすべてカバーしつつ、それが抱える問題点を回避できると論じる。特に、純粋消極的自由による批判[4]と社会的平等による批判[5]を取り上げる。

本稿の 3 つの批判への応答は以下のようになる。第一の不可能性批判に対しては、自由の定義の正当化において部分的に道徳的な考慮に依拠することによって応答する。自由の判断にレレバントな可能世界の範囲は無制約ではなく、一定の道徳的考慮によって範囲を限定できる。第二の道徳化批判に対しては、(i)自由の定義に道徳的な概念が含まれることと(ii)自由の記述的な定義が道徳的な考慮の下で正当化されることを区別することによって応答する。仮に(i)の種類の道徳化が問題を抱えるとしても、(ii)の種類は問題を含まず、

---

[1] Pettit, Philip (2012). *On the People's Terms: A Republican Theory and Model of Democracy.* Cambridge University Press.

[2] e.g. Simpson, Thomas W. (2017). The Impossibility of Republican Freedom. *Philosophy and Public Affairs* 45 (1):27-53.

[3] e.g. Cass, Devon (2021). *Status as an Equal*. Dissertation. https://openresearch-repository.anu.edu.au/handle/1885/212419 (accessed 2021/06/24)

[4] e.g. Carter, Ian (2008). How are power and unfreedom related. In Cécile Laborde & John W. Maynor (eds.), *Republicanism and Political Theory*. Oxford: Blackwell. pp. 58--82.

[5] e.g. Kolodny, Niko (2019). Being under the power of others. in Yiftah Elizar and Geneviève Rousselière (eds), *Republicanism and the Future of Democracy*. Cambridge: Cambridge University Press. pp. 94-114.

純粋消極的自由の支持者でさえ(ii)を支持することを示す。第三の代替案による批判に対しては、純粋消極的自由と社会的平等によっては不正さを指摘することができない個別事例を指摘することで応答する。純粋消極的自由は、集団の中で限られた人数だけが特定の行為に成功できる事例において生じる不自由を説明しない。社会的平等は、相互支配 mutual domination の事例で生じる不自由を説明しない。

ニーチェと力一元論：法則と偶然性をめぐって

王東岳（東京大学）

本発表は、ニーチェの主著『善悪の彼岸』（下記では「第〇節」で同書の節数を示す）のテクスト検討に基づき、彼の存在論的立場を力一元論に位置付けながら、彼の哲学における法則と偶然性との両立可能性についての考えを明らかにすることを目的とする。

力一元論とは、既に本郷が指摘しているように、ボスコヴィッチの力学立場に由来するものである。それは、物体の構成要素を原子とせず、延長のない「力」とすることで、物体と力の二元論を力一元論に転換する。第 15 節と第 36 節からみれば、類似するバークリの立場とは異なり、ニーチェにとって一元的力は客観的で能動的なものである。さらに第 17 節で提示しているように、彼によれば単に作用や述語は真に実在し、逆に「基体」や作用者である主語は思考の産物とされる。つまり、力一元論において、具体的存在者である物体は力から構成されるものであり、物体の性質等の抽象的存在者は力の構成的機構の様態である。

ニーチェは、そうした力一元論の存在論的立場に基づき、世界の推移における計算可能性によって支えられた法則的必然性と、性質の多様性の基礎である偶然性とを、ともに力の結果として生じてくるものと考える理論的基礎を第 22 節で提示している。法則的必然性と偶然性との関係に関して言えば、上記の一元的力に基づく世界の推移は、そのうちの出来事における発端のあり方と、次の出来事への変化の仕方といった二項目が、一つの力のみによって決定されえないがゆえに、その推移は多様でありうる。つまり、その推移の最初段階のあり方に関して、存在論上の偶然性がありうる。それ以降の段階においては、認識論上の法則性（法則的必然性）がある。つまり、ニーチェの力一元論においては、法則性は偶然性と両立可能なのである。

以上のニーチェの見解に基づき、法則性と偶然性との関係を明らかにするために、アリストテレスに由来する「本質－偶有性」や「必然性－偶然性」に関する伝統的理解と力一元論との異なりを検討する。アリストテレスは、力一元論と相反する仕方で、存在論上の必然性と認識論上の偶然性を唱えており、その理由は、四因説において目的因と形相因を、作用因と質料因より先立つと考えていることにある。対して力一元論は、四因説における作用因に相当する原因のみを認め、そしてその作用因が一元的力そのものであるがゆえに、法則を、作用ないし力の原因ではなく、むしろ作用ないし力の結果としてみなすのと同じように、「基体」と「本質」（あるいは物体と性質）を、認識の原因ではなく、むしろ認識の結果としているのである。この逆転なしには、基体と本質が前記の「世界の推移」の発端と変化とのそれぞれの規定者となり、存在論上の偶然性が確保できないのである。要するに、その逆転を通してニーチェは法則と存在論的偶然性の両立を可能にしているのである。

17 世紀フランスの絵画論における二重の宛先

村山雄紀（早稲田大学）

本発表は、フランスの古典主義時代において活躍したシャルル・ル・ブラン（Charles Le Brun, 1619-1690）、アンドレ・フェリビアン（André Félibien, 1619-1695）、ロジェ・ド・ピール（Roger de Piles, 1635-1709）らによる絵画論を精読することで、当該時代における絵画言説史の文脈が王権の顕彰から観者の受容へと移行するときの切断線の剔抉を目指す。

ルイ 14 世の治下において王政の首席画家として君臨していたシャルル・ル・ブランは、ヴェルサイユ宮殿やルーヴル宮殿の室内装飾などにおいて見られるように、王の栄光を叙述するための寓意を巧みに配置することによって、観者のまなざしを王権の権力装置に回収させることを得意としていた。本発表ではまず、ル・ブランの画法と王権の顕彰が無媒介的に結びついていたことを確認する。

ル・ブランの画法が人口に膾炙するようになったのは、アンドレ・フェリビアンの「記述」（description）によるところが大きい。絵画の歴史家・理論家として広範な活躍を示していたフェリビアンは、ル・ブランの《アレクサンドロスの足元にひれ伏すペルシア王妃たち》（*Les Reines de Perse aux pieds d'Alexandre,* 1661）といった作品についての「記述」をおこなっている。フェリビアンの「記述」は、画布にはりめぐらされた寓意を的確に解読することで、画家が作品に込めた「意図」を観者に向けて解説するものであり、作品を通した王の喧伝に貢献した。しかしながら、王権に奉仕することを目的するフェリビアンの「記述」には、王政の首席画家であったル・ブランの「意図」と矛盾するような要素が混入している。本発表は、フェリビアンの「記述」には王権の顕彰とは別の目的が秘匿されていたことを明らかにする。

フェリビアンの「記述」が胚胎させている別の宛先は、アカデミーの改革者であるロジェ・ド・ピールにほかならない。ル・ブランが支配する「素描」派の牙城に反旗を翻し、「色彩」派の急先鋒となったド・ピールの絵画論を貫通するものは、画布が観者に与える「効果」への執拗な言及である。王権やアカデミーの繁栄に貢献することが立身出世のための近道であった古典主義時代において、ド・ピールは在野の立場から、観者への「効果」を重視する独自の理論を打ち立てた。本発表は、ル・ブランが支配する「素描」の理念に囚われていたアカデミーの隘路から抜け出すための道筋を、ド・ピールが「色彩」に託することで模索していたことについて分析する。

以上のように本発表は、ル・ブラン、フェリビアン、そしてド・ピールへといたるフランス古典主義時代における絵画論の系譜を、王権の顕彰から観者の受容へという宛先の移行として捉え直すものである。そこで導出されるある種の傾向は、啓蒙思想時代におけるドニ・ディドロの「サロン評」などに継承され、最終的にはボードレールやゾラなどに代表される 19 世紀美術批評に行き着くことになるだろう。

ジョン・ロックの人格同一性論をめぐる諸解釈の現状

小林大晃（東京大学人文社会系研究科修士課程）

本発表は，ジョン・ロックの人格同一性論をめぐる諸解釈の現状を概観するものである．

【ジョン・ロックの人格同一性論とは】人格同一性の問題，すなわち，過去のある時点に存在していたある人格が今の私と同一の人格であることの必要十分条件は何かという問題は，ジョン・ロックの主著『人間知性論』によって哲学史上初めて定式化された問題である．ロックの議論の要点は「同じ意識 same consciousness」が同じ人格を作るという点に存する．ただし，この「意識」という語で何を意味しているかをロックは明瞭には語らなかった．こうしたロックの人格同一性論は，賛否さまざまな評価を得てきた．例えばトマス・リードやジョセフ・バトラーらはロックに反対の立場をとっており，エドムント・ロウはロックに賛成の立場をとった．

【日本への紹介】日本国内では，一ノ瀬 1997 がこの問題を正面から取り上げた．一ノ瀬はロックが人格同一性論においてもっぱら実践の側面における人格のあり方を描き出しているものであると主張し，ロックの議論が道徳的な文脈に定位して解釈されるべきだということを強調した．

【２０１０年代の国外における解釈の発展】こうしたロックの人格同一性論解釈は，２０１０年代に大きな転換点を迎える．Strawson 2011, Thiel 2011, LoLordo 2012, Stuart 2013, Jolley 2015, Weinberg 2016, そして Boeker 2021 等々，このトピックを扱う著書が一挙に出版されたのである．しかしながら，国内の研究ではこれら最新の研究動向は未だフォローされていない．今後のロック人格同一性論研究には，これらの最新著作を押さえておくことが必要不可欠だろう．

【本発表の目的】これらを踏まえて本発表の目的は２つある．（１）海外でここ１０年の間に発展したロック人格同一性論の解釈の展開を紹介すること．具体的には，ロックの人格同一性論がロックの意識の哲学，認識論，道徳論，形而上学，宗教論のそれぞれと密接な関係を有しているという研究結果を踏まえ，それら各々とロックの人格同一性論がどのように繋がっているかをトピックごとに提示したい．（２）さらに，それぞれのトピックごとの考察が，どのように「同じ意識」が同じ人格を作るというテーゼに結実していったかを素描していきたい．

【本発表の寄与】そうした今発表は，２つの仕方で研究状況に寄与できると考えている．（１）ロックの人格同一性論の最新の研究動向の概略図になること．（２）人格同一性の議論と道徳，宗教，心の哲学など様々な関連分野の議論のつながりのひとつのモデルを提供すること．

雑誌編集をとおして哲学するとはどういうことか？

瀬尾浩二郎（ニューQ 編集部）

雑誌ならではの哲学的な探求の手法があるとしたら、それはどのようなものだろうか？

分析美学において「映画を通した哲学」「フィクションを通した哲学」といった形で、論文以外の哲学的探求の可能性が議論されている。本発表では、こうした「X を通した哲学（philosophy through X)」の新しいトピックとして「雑誌編集を通した哲学」の可能性を考える。

注意したいのは、ここで扱うのは「哲学的な雑誌」であり、それは哲学的な探求を含む編集がなされた雑誌すべてを含む。また逆に哲学専門誌であれば自動的に「哲学的な雑誌」となるわけではない。あくまで編集、企画という枠組みにおいて哲学的な探求の姿勢が含まれているかどうかで、それは分けられる。

「哲学的な雑誌」の特性を調べるにあたり、まず雑誌と論文集との違いを整理する。そのプロセスにおいて、雑誌というメディアにおいて用いられる表現手法、インタビュー、コラム、短編小説、広告、それらが一体となって生み出しているのはどのような価値なのか、そしてそこにどのように探求という行為が含まれるのか？という問いに答えていく。

雑誌の編集について述べることの難しさのひとつとして、編集という業務が組織内に閉じて共有されることが多く、一般化されづらいところが挙げられる。また編集業という、専門性が低くゼネラリストという側面の強い業種としての特殊性によるところも挙げられるだろう。しかし、そういった属人性が高く、専門性が低い（逆を言うと誰でも出来る）とされる雑誌の編集業務を通し、雑誌ならではの価値がいかに生み出されるのか考察する。

後半では哲学的な雑誌が持つ「問いを社会化する構造」に着目し、そのための具体的な編集技法を分析する。

本発表は最終的に、雑誌編集がもつ力、探求するスタンスを用いることで、分野を横断して考えることの価値を主張する。それは有力な哲学の実践の形態であり、その価値を広く伝えるものでもあると考えられる。

精神の境界線：「精神科医の当事者研究」という試み

山田悠至（東京大学）

精神に境界線を引くことは如何なる意味において可能か、そして精神科医は何を拠り所として境界線を引くのか。この問いを社会、医学、科学の相互関係に着目し、探求することが本発表の目的である。そこで本発表では、「診断」という行為に着目する。いかなるマニュアルが精神科医の目の前にあったとしても、目の前の患者との直接的なコミュニケーションのもと、その患者自身に語ってもらい、その語りのなかの「現実」に近づこうとしなければ「診断」はできない。そして、そこではマニュアルのアルゴリズムでは掴み切れない重層的で流動的な「現実」が立ち上がるのであり、「診断」という営みを理解するには社会、医学、科学の交差点に身を置く精神科医を当事者研究する必要があるのである。

本発表では、精神に境界線を引くことの可能性と限界を考察する。具体的には、「診断」という営みが社会、医学、科学のどの立場からも単眼的、固定的に行うことが出来ないこと、そして「診断」は社会、医学、科学という異なる立場の間を行き来しつつ複眼的、流動的に営まれざるを得ないことを示す。さらに、精神科医がこうした複数の概念枠組みの間を行き来する中で、時に自身の立ち位置を見失いそうになりつつも「診断」時の風景を当事者研究として描写することで、社会、医学、科学の周縁から各々の世界の構造を逆照射する形で浮き彫りにすることが、本発表のもう一つの狙いである。

暗黙のコギトは歌う: メルロ=ポンティ『知覚の現象学』における狂気と回心

鳥居千朗（京都大学大学院　文学研究科　宗教学専修 M1）

メルロ=ポンティ『知覚の現象学』(1945)における「暗黙のコギト cogito tacite」は、1959年の研究ノートにおいて自己批判されていることからも、その地位について多くの研究を喚起してきた。同概念は、メルロ=ポンティの哲学全体を発展的図式の元に捉える中では前期の未熟さの証しと見なされていたが、近年ではむしろ晩年の自己批判の方こそ一種の懐古的錯覚であるという解釈も共有されつつあるように思われる。しかし、いずれの解釈にしても暗黙のコギトに悪しき観念論の所産という性格を帰していることに変りはない。本発表の目的はこの解釈上の議論に決着をつけることではなく、『知覚の現象学』が同概念に付している様々の具体的記述を取り上げ直すことで、もう一度その姿を描いてみることである。すると、退けられるべきは暗黙のコギトではなく主知主義的に理解された限りでのそれ、そしてそれを僭称することであると分かる。暗黙のコギトとは、何か突然新たに浮上した概念ではなく、ただそれまでの叙述を反復する一つの仕方なのである。

しかしこれで話は平穏に終わらない。暗黙のコギトが曖昧なまま感得される「限界状況」は本発表において、シュナイダー分析や幻覚症患者の記述と結びつけられる。主知主義的コギトと合致して生きること、という「不可能」なはずの生は、シュナイダーのあり方に他ならない。ここにおいて、メルロ=ポンティが現象学的諸概念を彫琢するにあたって様々の具体的症例を参照していることが決定的な意義を持つことになる。というのも、実存の超越論的な構造(「根本的な矛盾」)が患者からの返照によって明らかにされているという事実は、裏を返せば、その超越論的構造がある面で健常者のものでしかなく、その経験的外部を患者に求める余地が残されているということを含意し得るからである。メルロ=ポンティのモデルは包括的でないという批判をすることが本発表の関心ではない。むしろ彼の方法の特徴はまさにこの超越論的なものと経験的なものとの絡みあいであり、それ故に彼の思想が完遂されることはあり得ないのである。また、本発表の趣旨は患者という周縁的存在に何か神秘的なものを求めることでもない。というのも、我々は経験論者であることができるが、メルロ=ポンティに言わせれば経験論者とはシュナイダー的なのだから。シュナイダーは他者であるとは限らない。このことは、メルロ=ポンティの論理に選択の余地が残されていることを示すのではないか。本発表は『知覚の現象学』の一つの傷口を極限まで突き詰めることで、メルロ=ポンティが我々読者に或る種の回心を迫っている場面を露にする。我々はそれを前にして、狂気へと撤退することもできるのである。

メルロ＝ポンティにおける客観的思考と知覚の関係

野々村伊純（東京大学）

『知覚の現象学』においてメルロ＝ポンティは、自然科学はわれわれが身体を通じて世界と交流する知覚の次元を忘却していると指摘し、そのような始原的地層を捉えるために、生きられた世界へと遡行することを主張した。メルロ＝ポンティは知覚の次元を忘却してしまう考え方のことを「客観的思考（pensée objective）」と呼び、その考え方を批判することによって、これまでの思考が取り逃してしまっていた知覚を明らかにしている。

このような論証枠組みをもっているため、この客観的思考という概念は、メルロ＝ポンティの『知覚の現象学』における探究において知覚と対となる重要概念である。メルロ＝ポンティが主張する知覚の内実は、客観的思考を踏まえなければ正しく理解することができない。それにもかかわらず、客観的思考が実際のところ何を意味しているのかについて、先行研究のあいだで合意が取れているわけではない。たとえば、ロムデン＝ロムラックは次のように解釈する（Romdenh-Romluc 2011）。客観的思考とは、世界は相互に独立した決定的な実体が因果関係によって組み立てられているという考え方のことである。この考え方は経験主義と主知主義にとって共通しているため、メルロ＝ポンティは両者を同時に批判することが可能となる。ロムデン＝ロムラックによれば、このような客観的思考は、意識や世界、そしてそれらの関係性を歪めてしまうため、退けなければならないものである。

このような解釈に対してカーマンは、メルロ＝ポンティはロムデン＝ロムラックが主張するように客観的思考を経験主義と主知主義とに共通する客観主義的な見方として拒絶しているわけではなく、むしろ日常的な客観性が成立する無害な側面も含まれる見方であり、メルロ＝ポンティの客観的思考の批判は、その考え方の限界を指摘しているものであると論じる（Carman 2020）。

これらの解釈は多かれ少なかれ「客観的思考」の特徴を指摘できているものの、より根本的な特徴を捉えられていないように思われる。それは「常識の思考」（PP, 100）へと至る意識の能力であり、すなわち知覚を意義というあり方によって自存したものと見なすことである。この点を「客観的思考」について詳しく取り上げられている第一部「身体」の導入の箇所から解釈する。「客観的思考」の根本的特徴を捉えることで、その対となっている知覚の内実を主に第二部の「知覚された世界」から明らかにする。

PP : Merleau-Ponty, M. (2004) *Phénoménologie de la perception*, Gallimard, collection « tel », 1945.

Carman, T. (2020) *Merleau-Ponty*, second edition, Routledge

Romdenh-Romluc, K. (2011) *Merleau-Ponty and "Phenomenology of Perception"*, Routledge.

無限判断の射程は理想論にまで及んでいるのか

鈴木元（東京大学）

『純粋理性批判』弁証論は、誤謬推理論、アンチノミー、理想論という三つの柱からなる。第二の柱であるアンチノミーは、世界の有限性・無限性などをめぐって、テーゼとアンチテーゼの間で理性が自分じしんとの抗争に陥る事態を指す。カントは、テーゼとアンチテーゼが矛盾対当（一方が真で他方が偽）ではなく「弁証論的対当」（両方ともに真あるいは偽）であると宣告することで、アンチノミーを解決する（A504/B532）。

しかし、テーゼとアンチテーゼが「弁証論的対当」である、とは如何なることなのかを直ちに理解することはできないだろう。かつて石川文康は、分析論に登場する無限判断と関連づけることで、「弁証論的対当」を解釈した。無限判断とは、判断の質を構成する三要素（肯定判断、否定判断、無限判断）の一つであり、述語否定（S ist non-P）を特徴とする（A71-73/B97-98）。さらに、石川文康によれば、無限判断の射程は、理想論に登場する「充全的な規定」（A568/B596）にまで及んでおり、この「充全的な規定」の解釈が「弁証論的対当」の解釈の鍵なのである（石川文康、1996）。

これに対して、石川求は、石川文康とは異なる仕方で、無限判断を理解し、そのうえで、無限判断の射程はアンチノミーにも理想論にも及んでいないとみなす。無限判断の機能は、石川文康説によれば、述語 P の反対の性質を主語 S に帰属させることであり（Die Welt ist nicht-unendlich とは、die Welt に endlich を帰属させることである）、他方、石川求説によれば、述語の類を主語 S に対して否定することである（Die Welt ist nicht-unendlich とは、die Welt を量的に規定することを否定する）（石川求、2018）。

本発表は、石川求説を採用しつつ、無限判断の射程が理想論にまで及んでいるか否かを判定することを目指す。そのために、「純粋理性の理想」第二節「超越論的理想（超越論的原型）について」をあとづけ、それによって、判断の質と「充全的な規定」の関係を捉え直していくこととなる。なお、無限判断とアンチノミーの関係は他の機会にまとめて考察するが、その関係は本発表の考察によって基礎づけられると暫定的に考えている。

参考文献

Kant, Immanuel (1998): *Kritik der reinen Vernunft,* edited by J. Timmermann: Felix Meiner Verlag.

石川文康（1996）：『カント第三の思考』、名古屋大学出版会。

石川求（2018）：『カントと無限判断の世界』、法政大学出版局。

ロトクラシーの制度的可能性

山口晃人（東京大学大学院）

近年、政治哲学者の間で、ロトクラシー（lottocracy）と呼ばれる制度構想が注目を集めている。ロトクラシーとは、選挙ではなく、一般市民からの無作為抽出、すなわちくじ引きで、立法府の代表者を選ぶ制度構想であり、「くじ引き民主主義」とも呼ばれている。

ロトクラシーについては、2019 年にダーヴィッド・ヴァン・レイブルック著『選挙制を疑う』（岡﨑晴輝、ディミトリ・ヴァンオーヴェルベーク訳、法政大学出版局）が出版されて以降、日本政治学会 2020 年度研究大会でセッションが組まれたり（「ロトクラシーの可能性：理論と実証の両面から」）や、先日出版された雑誌『法と哲学 第七号』（信山社）で特集「くじの正義」が企画されたりするなど、日本国内での注目も高まっている。

このようにロトクラシーが注目される背景には、民主政の歴史研究の進展、選挙民主主義への批判の高まり、ミニ・パブリックスの実践がある。民主政の歴史研究では、近代以前のくじによる民主主義システムについての検討が進み、近代代表制において選挙が採用された理由の考察がなされている。選挙民主主義については、ポピュリズムが世界的に問題となるとともに、多くの実証研究によって、その意思決定システムとしての問題点が明らかにされている。また、無作為抽出された市民が政治的な議題について議論するミニ・パブリックスは、世界各国で実施され、その意思決定能力の高さが注目されている。そして、これらを背景に、選挙制議会の代わりに抽選制議会を導入すべきという提案や、選挙制議会を補完するものとして抽選制の第二院を導入すべきだという提案が各国でなされている。

本発表では、こうしたロトクラシーに関する議論状況を概観するとともに、その意義や制度的可能性について検討する。具体的には、考えられるロトクラシーの制度構想を提案するとともに、それが既存の選挙民主主義システムに対して、どのような利点、あるいは欠点を持っているかを見ていく。

なぜ「歴史」は哲学の問題となるのか？――リクール『記憶・歴史・忘却』の「歴史論」の再検討――

山野弘樹（東京大学大学院総合文化研究科）

世の中には複数の学問があり、「歴史学」はその一つである。生物学が「生物」を扱い、経済学が「経済」を扱うなら、歴史学もまた同様であるはずである。そして、私たちが一般に「歴史」という言葉を用いるときには、「過去の事実」という意味でその言葉を理解していることだろう。「過去の事実」という意味での「歴史」が存在し、それを歴史学が扱うなら、歴史が哲学的に論じられる余地はないように思われる。（歴史について論じるのは、哲学者ではなく、歴史家であるはずである。）

しかし、それでもなお、「歴史」は哲学の問題となると言わざるを得ない。いったい、なぜ歴史は哲学の問題になるのか？ 言いかえれば、なぜ歴史を考える時に、哲学者が議論に参加する必要があるのだろうか？（実際に史料を分析することのない哲学者に仕事をする余地は残されているのだろうか？） こうした問題は、古典的な問いの定式を用いるならば「歴史とは何か？」というものになるだろう。本発表は、20 世紀に歴史哲学を論じたフランスの哲学者ポール・リクール（1913-2005 年）の思索と共に、この点について考え、一定の回答を与えることを目指す。本発表がリクールの思索を中心的に取り上げるのにはいくつかの理由があるが、中でも決定的なのは、リクールが歴史家の著作を実際に参照しながら 20 世紀の歴史哲学を体系的に構想している数少ない哲学者だからである。リクールは最大の主著『時間と物語』（1983-85 年）において、「過去論」・「歴史記述論」・「歴史意識論」といった一連の議論から自らの歴史哲学を構想しており、その緻密な議論は、歴史性の構造をその身に引き受ける「自己論」という仕方で『他としての自己自身』（1990 年）にまで引き継がれている。リクールの他にも、ミシェル・フーコーやミシェル・ド・セルトーといった哲学者たちが自らの歴史記述論を展開しているが、その本発表が中心的に扱うのは、「系譜学」の手法で歴史を論じるフーコーの立場でもなく、「精神分析」の知見から歴史記述を分析するセルトーの立場でもなく、「解釈学」の視座から歴史をめぐる問題を体系的に論じるリクールの立場である。

とりわけ、本発表が焦点を当てるのは、リクール晩年の大著『記憶・歴史・忘却』（2000 年）の歴史論である。三部構成になっている本書をすべて扱うことはできないが、その中でも、とりわけ第三部の議論に力点を置いて、リクールの歴史哲学を再構成することを本発表は目指す。

ジル・ドゥルーズの「アナログ的ダイアグラム」

霜山博也（名古屋芸術大学）

本研究では、ジル・ドゥルーズがそのフランシス・ベーコン論でのべた「アナログ的ダイアグラム[diagramme analogique[1]]」という概念について、カントの図式論やパースのダイアグラム論を参照しながらも、その概念の新たな意義を確認するのが目的である。発表者はドゥルーズのダイアグラム論について、“The ‘Diagram’ as the Audio-Visual Image”や「三つの思考と新たな脳のためのダイアグラム：マイケル・ウィッテル『思考の肖像』」などの論考をすでに発表しているが、本研究はそれらをさらに「アナログ的」という視点から発展させたものである。

第一章では、まず研究の方向性を示すために、カントの『純粋理性批判』における図式論とその哲学を参照することで、感性的なものと知性的なものを結びつける図式が、どのようにドゥルーズのダイアグラム論とその哲学に関わるのかを確認する。それに続いて、第二章では、ハイデガーの『カントと形而上学の問題』を扱い、その構想力論が現代哲学においてそのような意義を持っているのかを確認する。さらに、第三章では、ブライアン・マッスミの“The Diagram as Technique of Existence[2]”を参照しつつ、パースの記号論におけるダイアグラムの意義を認めつつ、それがデジタル的なものやコードを含むことで孕んでいる問題を指摘する。

第四章では、ドゥルーズのベーコン論をおもに参照しつつ、「素朴な相似も、既成のコードもない」「具象的ではなく、コード化されたものでもない[3]」という彼のダイアグラム論がそれまでのものとどのように異なるのかをみていく。最後に、フェリックス・ガタリのダイアグラム論や、エリック・アリエズの Défaire l'image におけるダイアグラム論の現代芸術に対する援用をさらに参照して、「アナログ的ダイアグラム」の現代における意義を見いだすのが本研究の目標である。

[1] Gilles Deleuze, Francis Bacon : *logique de la sensation*, Éditions du Seuil, 2002, p.109. ／ジル・ドゥルーズ、『フランシス・ベーコン 感覚の論理学』、宇野邦一訳、河出書房新社、2016 年、p.155

[2] Brian Massumi, *Semblance and Event: Activist Philosophy and the Occurrent Arts*, MIT Press, 2011, pp.87-103.

[3] Deleuze, Ibid.／ ドゥルーズ、同上

◆ フォーラムからのお知らせ

『哲学の探求』48 号刊行のご報告

『哲学の探求』（以下、『探求』）は、前年のフォーラムに基づく論考を収めたフォーラム機関誌です。現在、ホームページ上で、最新の第 48 号（2021）を含む、現在、第 20 号（1992）以降のこれまでの『探究』バックナンバーは電子ファイル（pdf 形式）にて公開しております。

最新刊には、昨年のフォーラムで開催されたテーマレクチャー「フェミニズムの哲学」について、小手川正二郎先生による「『フェミニズムの哲学』が可能だとしたら、それはどのようにしてか？」および、田中東子先生による「フェミニズムの複雑な様相をどのように読み解くのか？」を掲載しております。それに加えて、個人研究発表者による論文 10 本を収めた充実の内容となっております。

『探求』は電子化・ホームページ上での無料公開に伴い、2020 年より紙媒体バックナンバーの販売を停止する運びとなりました。過去の冊子の購入をご希望されている方々には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただければ幸いです。

若手フォーラム・ウェブサイトについて

若手フォーラムに関する情報は主にウェブ上で公開しております。また、告知事項等は twitter でもつぶやいております。情報の共有や確認、若手研究者どうしでの若手フォーラムの紹介などにご利用いただけますと幸いです。ウェブサイトに関しましてご意見、ご要望がありましたらお知らせください。

ホームページ：http://www.wakate-forum.org/

twitter　　：@wakateforum

2021 年度若手フォーラム世話人（順不同）

中根杏樹	フォーラム施設担当	慶應義塾大学
中野愛理	HP・Twitter	慶應義塾大学
澤崎高広	『哲学の探求』編集	北海道大学
田中奏タ	通信	千葉大学
池田信虎	『哲学の探求』編集	大阪大学
三浦隼暉	テーマレクチャー	東京大学
柳田詩織	フォーラム会計・宿泊担当	東京大学
石井雅巳	総務	慶應義塾大学